令和４年第３回定例会

九十九里町議会会議録

令和４年９月２日 開会

令和４年９月21日 閉会

九十九里町議会

令和４年第３回九十九里町議会定例会会議録

目　　　　　　　　　次

○招集告示……………………………………………………………………………………１

第　１　号　（９月２日）

○議事日程……………………………………………………………………………………３
○出席議員……………………………………………………………………………………３
○欠席議員……………………………………………………………………………………３
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名………………３
○職務のため出席した者の職氏名…………………………………………………………４
○開会及び開議の宣告………………………………………………………………………５
○議事日程の報告……………………………………………………………………………５
○会議録署名議員の指名……………………………………………………………………５
○会期決定の件………………………………………………………………………………５
○諸般の報告…………………………………………………………………………………５
○行政報告……………………………………………………………………………………６
○一般質問…………………………………………………………………………………１１
　谷　川　優　子　君……………………………………………………………………１１
　西　村　み　ほ　君……………………………………………………………………２３
　善　塔　道　代　君……………………………………………………………………３２
○休会の件…………………………………………………………………………………４６
○散会の宣告………………………………………………………………………………４７

第　２　号　（９月７日）

○議事日程…………………………………………………………………………………４９
○出席議員…………………………………………………………………………………４９
○欠席議員…………………………………………………………………………………４９
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………５０

○職務のため出席した者の職氏名……………………………………………………………５０
○開議の宣告…………………………………………………………………………………５１
○議事日程の報告……………………………………………………………………………５１
○議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……………………………………………５１
・議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
○議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……………………………………………５５
・議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
○議案第３号から議案第６号までの上程、説明、質疑、討論、採決………………………５６
・議案第３号　令和４年度九十九里町一般会計補正予算（第５号）
・議案第４号　令和４年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第３号）
・議案第５号　令和４年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第１号）
・議案第６号　令和４年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第１号）
○議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………………６６
・議案第１５号　九十九里町過疎地域持続的発展計画について
○議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………………６８
・議案第１６号　九十九里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
○議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………………６９
・議案第１７号　教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
○議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………………７１
・議案第１８号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
○散会の宣告…………………………………………………………………………………７２

第　３　号　（9月8日）

○議事日程……………………………………………………………………………………７３
○出席議員……………………………………………………………………………………７４
○欠席議員……………………………………………………………………………………７４
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…………………７４
○職務のため出席した者の職氏名……………………………………………………………７５
○開議の宣告…………………………………………………………………………………７６

○議事日程の報告……………………………………………………………………………………７６
○議案第７号から議案第１４号の上程、説明…………………………………………………７６
・議案第　７号　令和３年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について
・議案第　８号　令和３年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
・議案第　９号　令和３年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
・議案第１０号　令和３年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
・議案第１１号　令和３年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
・議案第１２号　令和３年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
・議案第１３号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定について
・議案第１４号　令和３年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について
○報告第１号の上程、説明……………………………………………………………………………７８
・報告第１号　令和３年度九十九里町健全化判断比率の報告について
○報告第２号の上程、説明……………………………………………………………………………７８
・報告第２号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について
○報告第３号の上程、説明……………………………………………………………………………７８
・報告第３号　令和３年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について
○報告第４号の上程、説明……………………………………………………………………………７８
・報告第４号　私債権の放棄について
○報告第５号の上程、説明……………………………………………………………………………７９
・報告第５号　私債権の放棄について
○報告第６号の上程、説明……………………………………………………………………………７９
・報告第６号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況につい

て
〇報告第７号の上程、説明……………………………………………………………………………７９
・報告第７号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和３事業年度における業務実績に関する評価結果について
〇報告第８号の上程、説明……………………………………………………………………………８０
・報告第８号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第３期中期目標に係る業務実績に関する評価結果について
〇休会の件………………………………………………………………………………………………９２
〇散会の宣告……………………………………………………………………………………………９２

第　４　号　（９月２１日）

〇議事日程………………………………………………………………………………………………９３
〇出席議員………………………………………………………………………………………………９３
〇欠席議員………………………………………………………………………………………………９４
〇地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…………………………９４
〇職務のため出席した者の職氏名……………………………………………………………………９４
〇開議の宣告……………………………………………………………………………………………９５
〇議事日程の報告………………………………………………………………………………………９５
〇諸般の報告……………………………………………………………………………………………９５
〇議案第７号から議案第１４号までの質疑、討論、採決…………………………………………９５
・議案第　７号　令和３年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について
・議案第　８号　令和３年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
・議案第　９号　令和３年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
・議案第１０号　令和３年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
・議案第１１号　令和３年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
・議案第１２号　令和３年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて
・議案第１３号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定について
・議案第１４号　令和３年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について
○議員派遣の件……………………………………………………………………………………１２０
○陳情第１号の上程、説明、質疑、討論、採決………………………………………………１２０
・陳情第１号　特定健診における高齢者の聴力検査の実施を求める陳情書について
○閉会の宣告……………………………………………………………………………………１２２
○署名議員………………………………………………………………………………………１２３

九十九里町告示第１０３号

令和４年第３回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和４年８月１０日

九十九里町長　　大　　矢　　吉　　明

１　期　　日　　令和４年9月２日

２　場　　所　　九十九里町議会議場

令和４年第３回九十九里町議会定例会会議録（第１号）

令和４年９月２日（金曜日）

令和４年第３回九十九里町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

令和４年９月２日（金）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期決定の件
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　行政報告
日程第　５　一般質問
日程第　６　休会の件

出席議員　（１２名）

１番	西村みほ君	２番	小川浩安君
３番	原田教光君	４番	鐘田貴俊君
６番	古川　徹君	７番	浅岡　厚君
９番	内山菊敏君	１０番	善塔道代君
１１番	細田一男君	１２番	佐久間一夫君
１３番	谷川優子君	１４番	古川　明君

欠席議員　（２名）

５番	中村義則君	８番	荒木かすみ君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠﨑英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	中村吉徳君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鐘田貴賜君

社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	篠崎　肇君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	吉田洋一君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会事務局長	小森克彦君
教育委員会事務局主幹	足立康幸君	農業委員会事務局長	戸村惠子君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書記	大原真弓君

◎開会及び開議の宣告　　　　　　　　　　　　開　会　　午前　９時３０分

○議　長（古川　徹君）　ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和４年第３回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議　長（古川　徹君）　本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議　長（古川　徹君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

１番　西　村　み　ほ　君

９番　内　山　菊　敏　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議　長（古川　徹君）　日程第２、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から21日までの20日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から21日までの20日間と決定いたしました。

◎日程第３　諸般の報告

○議　長（古川　徹君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第１号から議案第18号、報告第１号から報告第８号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、文教

民生常任委員会に付託します。

次に、本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長大矢吉明君。代表監査委員、小川卓尓君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知のあった者はお手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和４年度第１回定期監査が８月２日、３日の２日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

◎日程第４　行政報告

○議　長（古川　徹君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長　大矢吉明君　登壇）

○町　長（大矢吉明君）　ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和４年第３回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方多数の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

さて、今年の夏は非常に早い梅雨明け、そして猛暑日が続いた一方、北日本では記録的な大雨により甚大な被害が発生しました。被害を受けた地域の皆様に対し、心よりお見舞いと、一日も早い復旧を願うばかりであります。

また、大変残念なことに、今年７月以降、本町において交通死亡事故が３件発生いたしました。事故の犠牲になられた方には、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様には、謹んでお悔やみ申し上げます。

この事故を受け、東金警察署管内において交通死亡事故多発警報が８月17日から26日まで発令されました。警報期間は終了したものの、昨日より小・中学校では２学期がスタートしております。登下校の子供たちの安全に十分配慮するとともに、自動車、自転車、歩行者それぞれが交通ルールを遵守していただきますようお願い申し上げます。

町としましても、東金警察署をはじめ関係機関と協力し、交通事故の根絶に向け、努力してまいります。

近年の自然災害の激甚化に加え、新型コロナウイルス感染症の再拡大、原油価格、物価の

高騰、電力需給の逼迫など、私たちを取り巻く状況はこれまでに経験したことのない困難に直面しておりますが、町民の皆様の福祉向上を最優先に考え、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員の皆様方のより一層の御協力をお願い申し上げます。

それでは、第２回議会定例会以降の主な事業について御報告いたします。

６月29日、地震発生と大津波警報の発表を想定した消防指揮本部・災害対策本部設置連携訓練を実施いたしました。

山武郡市消防本部及び東金警察署と連携し、テレビ会議システムなどを活用した訓練を行い、災害対応能力の向上を図りました。

７月１日、片貝海岸での安全祈願祭を皮切りに、今年は町内全ての海水浴場を３年ぶりに開設いたしました。新型コロナウイルス感染症の基本的対策の徹底に御協力いただきながらの開設ではございましたが、多くの来遊客にお越しいただき、本町の雄大な自然を堪能していただくことができました。

同月11日から15日にかけては、町内の各小中学校において全児童・生徒を対象とした防災教育を実施いたしました。地震体験車や段ボールベッドの組み立てなど、災害発生時に想定される状況を自ら体験し、平時からの備えの重要性や、自助・共助の大切さを学ぶ時間となりました。防災意識の向上が進み、子供たちの安全につながることを願っております。

昨年に比較しますと、海水浴場の開設など幾つかの事業が実施できたものの、町消防ポンプ操法大会とふるさとまつりにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を考慮し、やむなく中止となりました。

また、今後の予定でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、町民体育祭、産業まつりを中止し、併せて中央公民館の空調改修工事の状況も鑑み、町民文化祭も中止となり、郷土芸能まつりは延期となりました。

10月２日に予定しております秋の町内一斉清掃につきましては、実施する方向で進めております。

社会経済活動の維持と感染拡大防止の両立には、非常に苦慮するところではありますが、各種事業の実施やその方法について適宜判断してまいりますので、引き続き御理解、御協力くださるようお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについてでございますが、国のコロナ禍におけ

る原油価格・物価高騰等総合緊急対策により、コロナ禍において原油価格や物価高騰などに直面する生活者や事業者の負担軽減を図るため、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施する事業を対象とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付を受け、公共交通事業者の事業継続支援や高校生までの子供を扶養する子育て世帯に対して、子供１人当たり４万円の特別給付金を給付する事業などを早急に実施するため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和４年７月１日に、令和４年度九十九里町一般会計補正予算第４号を専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案第２号　専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付を受け、コロナ禍における原油価格や物価高騰などにより、学校給食用賄材料費が高騰していることから、その高騰分の賄材料費を増額させるため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和４年７月１日に、令和４年度九十九里町給食事業特別会計補正予算第２号を専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案第３号　令和４年度九十九里町一般会計補正予算（第５号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,165万3,000円を追加し、予算の総額を61億3,445万円とするものでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルスワクチン４回目接種対象者の拡大及びオミクロン株対応ワクチン接種のため、衛生費の予防費で新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料4,709万円、塵芥処理費でコロナ禍における巣籠もりや不用品の処分などにより、可燃ごみ袋に不足が見込まれることから、可燃ごみ袋を追加購入するため、消耗品費170万円、農林水産業費で築40年以上が経過し、老朽化が進んでいる作田農業振興センターを解体撤去するための実施設計業務委託料224万円、作田やすらぎの家解体撤去工事費の予算額に不足が生じたことにより解体撤去工事220万円、学校給食センターの施設備品の故障による備品購入等のため、教育費で給食事業特別会計繰出金147万円などを増額いたします。

また、本年４月１日における職員の人事異動等により、人件費を1,374万円減額いたします。

歳入につきましては、マイナンバーカードの交付率向上に向けた体制強化や、新型コロナウイルスワクチン４回目接種の対象者拡大対応のための財源として、国庫支出金を、また寄附金の社会福祉に対する指定寄附金などを増額いたします。

これら歳入から歳出を差引きいたしますと、539万円の余剰となることから、財政調整基金繰入金を539万円減額いたします。

議案第４号　令和４年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ147万1,000円を追加し、予算の総額を１億3,430万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、４月１日の人事異動に伴う人件費及び施設備品の故障による備品購入費などを増額いたします。

議案第５号　令和４年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ801万円を追加し、予算の総額を19億901万円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、介護給付費及び地域支援事業の前年度事業費の確定に伴い、返還金の増額などを行うものでございます。

議案第６号　令和４年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、既定のガス事業会計予算第５条に定めた職員給与費に680万9,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、４月１日の人事異動に伴う人件費について、予算措置を講じるものでございます。

議案第７号から議案第14号につきましては、令和３年度九十九里町の各会計の決算について、地方自治法第233条第３項、地方公営企業法第32条第２項及び同法第30条第４項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第15号　九十九里町過疎地域持続的発展計画についてでございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本年４月に過疎地域に指定された本町の持続的発展に関する施策を推進するため、今後４か年の過疎地域持続的発展市町村計画を策定するため、同法第８条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号　九十九里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域持続的発展市町村計画で定める産業振興促進区域内の事業者が行う設備投資等に係る固定資産税の課税免除を行うため、本条例を制定するものでございます。

議案第17号　教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、教育委員会教育長の藤代賢司氏の任期が令和４年９月30日をもって満了となることか

ら、藤代氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第18号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、教育委員会委員の並木千明氏の任期が令和４年９月30日をもって満了となることから、新たに阿部倉毅氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

報告第１号　令和３年度九十九里町健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和３年度の健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第２号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について、及び報告第３号　令和３年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、令和３年度の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第４号及び報告第５号の私債権の放棄についてでございますが、九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例第２条第１項の規定により、私債権を放棄したので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

報告第６号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和３年度の経営状況について報告するものでございます。

報告第７号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和３事業年度における業務実績に関する評価結果について、及び報告第８号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第３期中間目標に係る業務実績に関する評価結果についてでございますが、地方独立行政法人法第28条第５項の規定により、業務実績に関する評価結果について報告するものでございます。

以上が議案及びその他の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただき、原案のとおり御賛同いただけますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議　長（古川　徹君）　暫時休憩いたします。

再開は10時10分です。

（午前　９時５２分）

○議　長（古川　徹君）　これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　１０時１０分）

◎日程第５　一般質問

○議　長（古川　徹君）　日程第５、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により13番、谷川優子君。

（１３番　谷川優子君　登壇）

○１３番（谷川優子君）　谷川です。

令和４年９月定例議会の一般質問を行います。

１点目は、東千葉メディカルセンターの職員の労務環境についてお伺いします。

2022年４月20日の新聞報道によると、2019年より東千葉メディカルセンター内において、女性職員が男性上司によりセクシャルハラスメント、またパワーハラスメントを受け、心的外傷後ストレス障害、ＰＴＳＤを発症し、休職を余儀なくされたとの報道がありました。

厚生労働省は、これまで労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法を大企業を対象としていましたが、2022年４月より中小企業まで拡大し、ハラスメント対策の完全義務化がされました。東千葉メディカルセンターは、地域の中核病院として大きな責任と役割を担っています。

また、九十九里町は設立団体であり、私たち議会も予算・決算執行に関わるものとして見過ごすことはできません。お伺いします。法令遵守、人事管理、就業規則についてお答えください。

１点目は、法令遵守がどのように徹底されているのでしょうか。２点目は、ハラスメントの被害者を守る体制はどのようにできているのでしょうか。３点目は、申請者に対しての調査、対応についてお伺いいたします。４点目は、人事管理上の問題はないのでしょうか。そして５点目は、療養休暇制度、また傷病手当金の支給についてお伺いします。６点目は、設立団体として責任と対応はどのようにしているのでしょうか。

２点目、新型コロナ感染症第７波についてお伺いします。新型コロナウイルスのオミクロン株ＢＡ．５による感染拡大の７波で、死者が急増しています。厚生労働省の公表データに

よると、７月の１か月の死者は1,304人だったのに対し、８月に入り、７日までの死者は既に1,078人に達し、合わせて2,382人に上ります。８月５日には、１日当たりの死者数が189人となっています。コロナウイルス感染に関する世界的統計サイト、ワールドメーターによると、最近１週間の死者数では日本はアメリカ、ブラジルに次いで世界第３位だとの報告がされています。お伺いします。

１番目は、発熱外来は住民が安心してかかることができるようになっているのでしょうか。

２点目、高齢者施設の職員の頻回検査はどのように行われているのでしょうか。

３点目、特に濃厚接触者となった医療従事者、介護職員の検査はされているのでしょうか。

４点目、ワクチン接種が円滑に進むような対策は取られているのでしょうか。

５点目、４回目接種の有効性、安全性の情報提供はどのようにされているのか。

６点目は、保健所の抜本的な体制強化の国への要望はされているのでしょうか。

３点目は、特定健診に聴力検査を加え、早期発見についての一般質問を行います。

加齢性難聴は、加齢とともに誰にでも起こり得るものです。一般的に早い人は40代頃から始まり、65歳を超えると急に増加すると言われ、75歳以上になると、７割以上の高齢者が加齢性難聴になるとの報告があります。難聴を放置していることで、外出先で危険に遭遇したり災害時の警報が聞こえないなど、様々な危険が生じます。健診での聴力検査により、早期の発見ができます。

また、検査により聞き取り不可能と所見があれば、耳鼻咽喉科へ紹介し、難聴となっている原因と、また、種類が分かり早期の対応ができます。お伺いします。

１点目は、特定健診に選別聴力検査の実施を求めます。町の御意見をお聞かせください。

２点目、聞こえの無料相談窓口の設置について、町の見解を聞かせていただきたいと思います。

３点目は、補聴器装着の利用啓蒙相談の設置についてどのように考えているのかお答えください。

再質問は、自席で行います。

○議　長（古川　徹君）　谷川議員、今特定健診と言われましたけれども、質問内容には住民検診と書かれておりますけれども、その住民検診の中の特定ということでよろしいですね。

○１３番（谷川優子君）　はい。

○議　長（古川　徹君）　谷川優子議員の質問に対する、町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長　大矢吉明君　登壇）

○町　長（大矢吉明君）　谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、東千葉メディカルセンターの法令遵守・人事管理・就業規則についての御質問にお答えいたします。

１点目の法令遵守が徹底されているのかとの御質問ですが、町としましては、不適切な業務運営への対応として、令和３年４月から東千葉メディカルセンターへの派遣職員に課長級を増員し、組織改革及び業務改善を図ってきたところでございます。

引き続き、法令遵守が徹底されるよう設立団体として管理し、千葉県とともに必要な指導を行ってまいります。

２点目のハラスメントの被害者を守る体制はできているのかとの御質問ですが、東千葉メディカルセンターにおいては、ハラスメントの予防、排除及び事案への対応を強化し、実効性のある体制を整備するため、規程の見直しを行ったところでございます。

３点目のハラスメントに対してどのような調査をしたのかとの御質問ですが、現在、申立人と法人の間で民事訴訟が係属中であり、訴訟での争点になり得るものであることから、御質問についての答弁は差し控えさせていただきます。

４点目の人事管理上の問題はないのかとの御質問ですが、こちらも現在、申立人と法人の間で民事訴訟が係属中であり、訴訟での争点になり得るものであることから、御質問についての答弁は差し控えさせていただきます。

５点目の療養休暇制度・傷病手当金の支給についての御質問ですが、業務上の傷病の場合は、その療養に必要と認める期間が病気休暇と認められ、その間は公務労災として補償されます。

また、業務外の傷病の場合は、最長３か月間が病気休暇、それ以降最長１年３か月間が休職とされ、その間は給与、公務労災の補償はなく、千葉県医業健康保険組合の傷病手当金の支給対象となります。

なお、傷病手当金については、同組合の規定に基づき、同組合より支給されます。

６点目の設立団体としての責任と対応についての御質問ですが、東千葉メディカルセンターが今後も高度で良質な医療サービスを提供し、地域住民からの信頼を回復するには、職員が安心して働くことができる職場環境づくりが必要不可欠でありますので、設立団体として引き続き支援してまいります。

次に、新型コロナ感染症対策についての御質問にお答えいたします。

１点目の発熱外来の体制はとの御質問ですが、発熱外来医療機関は発熱患者を受け入れる意向を表明し、千葉県の指定を受けた医療機関となりますが、第７波の影響により発熱患者の受入体制が逼迫している状況となっております。町内では、３医療機関が発熱外来医療機関となっておりますので、住民からの問合せの際には周知しております。

２点目の高齢者施設の頻回検査及び３点目の濃厚接触者となった医療従事者・介護職員などの検査についての御質問ですが、各施設においては、対象者に必要な検査を各自で行っており、各施設で保有している検査キットが不足した際には、町で保有している抗原検査キットを無償で提供しております。

４点目のワクチン接種が円滑に進むよう対策をについての御質問ですが、４回目のワクチン接種につきましても、各医療機関に円滑な実施をお願いしたところであり、町といたしましては十分な接種体制を確保した上で、医療機関と連携しながら、さらなる接種の迅速化を図ってまいります。

５点目のワクチン接種の有効性・安全性の情報提供についての御質問ですが、接種希望調査の際のワクチンの効果及び安全性に関する国のリーフレットを活用した情報提供に加え、接種券送付時においても、ワクチンの効果及び副反応等の説明書を添付し、情報提供に努めているところでございます。

６点目の保健所の抜本的な体制強化を国に要望についての御質問ですが、本町管轄の山武保健所は千葉県の所管となりますが、新型コロナウイルス感染症の対応強化については、町の要望事項として千葉県町村会などを通じて、国や県に要望してまいります。

次に、住民検診の中に難聴検査を加えることについての御質問にお答えいたします。

１点目の選別聴力検査の実施についての御質問ですが、選別聴力検査は、簡易な検査でありますが、高齢者に対して適切な検査を実施するには、検査音の聴取に適した静寂な環境が必要となります。また、町の特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を図るため、規定された健診項目について実施していることから、静寂な場所の確保を含め、特定健康診査に聴力検査を加えることについては、慎重に検討してまいります。

２点目の難聴者の無料相談窓口の設置についての御質問ですが、難聴については、耳のどの部位に原因があるのかで難聴の種類や程度が異なることから、医療機関での専門的な診療が適切であると考えております。

耳鼻咽喉科を標榜している医療機関は、山武郡内に６か所のみであるため、無料相談窓口等の設置については、必要性や医療機関の受入体制について、山武郡市医師会などの関係機

関と協議し、検討してまいりたいと考えております。

３点目の補聴器装着の利用啓蒙についての御質問ですが、補聴器の装着については、耳鼻咽喉科をはじめ補聴器を取り扱う専門の知識・技能を持った補聴器技能者がいる補聴器販売店などを利用するよう周知してまいります。

以上で、谷川優子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　13番、谷川です。

法令遵守がどのように徹底されているかの質問に対しての再質問を行います。

職員への、もちろん法令遵守も研修も必要ですが、今回のような問題が発生したときには、医療と法律の精通している法務担当あるいは病院内の法令遵守を確保できる人の専任が必要だと思われます。日常的にそういったことが徹底が図られているかどうかお答えください。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐘田貴賜君。

○健康福祉課長（鐘田貴賜君）　お答えさせていただきます。

医療と法律の精通している法務担当者あるいは法令遵守を確保できる人材でありますが、医療と法律に関しましては、それ相応の知識・経験が必要となることから、法人では顧問弁護士と契約し、法制実務について適宜相談を行っているとのことでございます。

また、さきの不適切な業務運営の調査等に関する第三者委員会調査報告書においては、事務職員の法令遵守の意識の低さが指摘されるとともに、規定を遵守した事務の執行体制の整備について提言を受けたところであり、業務改善に向けた取組に対する体制強化を図るとともに、病院内における法令遵守が徹底されるよう、設立団体から課長級の幹部職員を増員派遣しておりますので、業務改善等の進捗状況を管理しながら必要な取組を行ってまいります。

このことから、現在では、病院内の法令遵守は設立団体として確保できているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　令和３年から今、派遣職員も増員したというようなお答えでしたけれども、実際こういった問題が2019年から起きていると。先日のヒアリングの中でも、何か今年の４月だか５月の定例議会で初めて課長は説明されたと言っていますけれども、この令和３年から派遣職員を増員したと、その中でこのメディカルとの情報の共有がどのようにさ

れているのか、お答えください。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐘田貴賜君。

○健康福祉課長（鐘田貴賜君）　お答えさせていただきます。

設立団体として、令和３年４月より法人の総務課長、内部統制推進課長、財務課長を派遣し、本年４月より管財課長を追加派遣したところでございます。法人との従来からの定期的に行っている定例会などにより情報共有を常に図っており、設立団体出身の職員でありますので、個々に情報交換を行うことでより一層の情報共有は図られているものと考えております。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　このハラスメントの被害を守る体制ができているのかということで、また再質問をいたします。

労働契約法第５条には、使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をすると、このように規定されています。生命、身体等の安全には、心身の健康も含まれています。労働安全法をはじめとする労働安全衛生関係法令において、事業主の講ずるべき具体的な措置が規定されていますが、これらは当然遵守されなければならないものだと思いますけれども、どのように――先ほど町長の回答では、実効性のある体制を整備するため、規程の見直しを行ったところでございますというような回答をいただいたんですけれども、こういったことを含めてどのように見直しをされているのかお答えください。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐘田貴賜君。

○健康福祉課長（鐘田貴賜君）　お答えさせていただきます。

法人では、開院の際、職員就業規則に基づき、良好な職場環境の確保、職員の利益の保護及び職員の能力の発揮を目的とし、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びその他のハラスメントの防止及び排除のため、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターハラスメント防止規程を規定し、運用しておりましたが、ハラスメントの防止・排除及び事業への対応を強化するため、実効性のある体制を定める規程を本年５月に見直しをし、制定したところでございます。

規程の見直し・強化した内容といたしましては、相談窓口の設置を明示したほか、相談等行った職員の不利益取扱いの禁止や、ハラスメント審議会の設置、再発防止の取組等につい

て新たに規定し、規程による体制の下で、定期的・継続的な研修の実施等を通じて、職員にハラスメントの苦情相談等に関する情報提供を行っていくとともに、管理監督者にハラスメントの防止、排除及び適切な事案対応のための教育を行っていくということでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　再々質問をさせていただきます。

８月22日、全員協議会で看護師の充足率と離職率の質問を私は行いましたが、理事長の回答では、離職率が12％で他の病院に比べても離職率が高いと、このように回答されました。職場の雰囲気の悪化による、もちろん職員のモチベーションの低下や、あるいは能力が十分に発揮できなくなるなどの問題も今課長も言われましたけれども、こういった影響があるとは考えられませんか。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君）　ハラスメントの新聞報道等であった事実につきましては、被申立人、申立人両方の意見が食い違っております。そのものについては今後、今裁判で係属中でございますので、そちらの推移を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　ハラスメントに対してどのような調査をしたのかという再質問をさせていただきます。

町長の回答では係属中であり、訴訟の争点になり得るものであるから、答えはできないと。しかし、私のほうもいろいろ調べましたけれども、この回答を差し控えるということ、つまり行政事件訴訟法にも住民訴訟の規定がある地方自治法の中にも、この議会答弁については、条文がないんですけれども、何を根拠に回答できないかと。一つ一つ、確かにプライバシーの問題だとかいろいろあると思います。だけれども、まず、その質問を聞いて、これに対しては係争中だから答えられないとか、そういったことも何にもせずにシャットアウトするということは、やはりちょっと問題じゃないかなと。議会として誠実に答弁するというのが、原則だと思うんです。それに対してどのように課長は考えているのか。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君）　先ほど来御説明させていただいておりますが、ただいま係争中の事案でありまして、訴訟での両者間における争点となり得るものでございます。現時点

においては、答弁を差し控えさせていただければと思います。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　これに対しての質問はもうできませんけれども、住民にとってそういった回答は事実を隠蔽していると、そういう誤解も受け取れかねませんので、きちっとした一つ一つの回答をお願いします。

あと、人事管理上の問題がないかということをまた質問したんですけれども、これに対しても同じような、先ほど町長のほうから答弁があったので、これは再質問はいたしません、同じ回答しか返ってこないと思うので。

あと、療養休暇制度あるいは傷病手当金の支給について、再質問を行います。

いろいろ調べると、長期療養に入る前に必ず行うべき産業医による健康チェックがされているかどうか。それから、他の自治体や公立病院で行っている、この療養休暇に対してのことなんですけれども、香取のおみがわ医療センターの中身を療養休暇制度、傷病手当金の支給についてのいろいろ見ますと、職員が心身の故障により休職したとき、休職期間が満１年に達するまで、給料だとか扶養手当、期末手当の100分の80、つまり80％、このおみがわ医療センターでは支給しているということになっています。この制度や手当支給についての他の病院との比較でも均衡を欠けているんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐙田貴賜君。

○健康福祉課長（鐙田貴賜君）　お答えさせていただきます。

法人では、規定に沿った対応がなされていると認識しておりますが、療養休暇については、該当職員が受診し提出した医師の診断書をもって判断しており、別途産業医による診察は必須とは、メディカルではなっておりません。

療養休暇の際に、ほかの病院ではどのような手続を行っているかにつきましては、今現在ちょっと不明なため、回答は控えさせていただきますが、今後、法人に対して県内公的病院と均衡を欠いてはないかどうか、調査を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　新型コロナ感染症対策について、発熱外来の体制についてお伺いいたします。

二次感染防止と早期治療のために、発熱外来の崩壊を、検査キットの結果が陽性であれば、自治体の判断で新型コロナ患者としての対応が可能だと、今国のほうではそのようになって

いると思います。そういったことが住民にも周知されているのか、また、早期に健康観察や在宅治療等が行われるような運用改善が今求められていると思いますけれども、町の対応はどうでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君）　お答えさせていただきます。

コロナかなと思う症状があり、症状が重い方や重症化リスクの高い方には、従来どおり発熱外来またはかかりつけ医に相談するよう、周知しておるところでございます。

症状の軽い方や重症化リスクの低い方には検査キットなどを活用し、自己検査結果が陽性の場合には、陽性者登録センターやオンライン診察等を利用するよう周知しているところでございます。

また、千葉県においては、令和４年７月12日から当面の間、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により、検査を行わなくても臨床症状で診断することが可能となっておりますので、コロナウイルス感染症に関する情報などについては、町ホームページにより周知を図りたいと思っております。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　十分な対応、それと十分に住民に周知をぜひお願いします。

それから、高齢者施設の頻回検査及び濃厚接触者となった医療従事者、介護職員などの検査について、抗原キットや何かを無償で提供していると。確かに抗原検査キットを事業所、学校、保育所に配布するのは当然のことだと思うんですけれども、今住民の中にもかなり感染が拡大しています。そういった住民がなかなか検査キットが手に入らないと、そういった現状もありますので、住民にも風邪症状のある場合、積極的な活用を呼びかける必要があると思うんですけれども、町の対応としてはどうでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君）　お答えさせていただきます。

検査キットについては、発熱外来の予約が取りにくい状況であるとのことでございますので、極力インターネットや近隣の薬局等で購入するか、または検査キット配布センターを活用し、検査キットを入手するよう、ホームページ等で周知しておるところでございます。

また、９月１日から千葉県において、ＰＣＲ等検査無料化事業が開始されておりますので、検査実施拠点一覧など住民に有用な情報をコロナウイルス感染症に関する情報と併せまして、

町のホームページにより周知してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　やはりこれだけ感染が拡大しているわけなので、住民にも検査キットが配られるような、そういう体制を強く求めます。

次は、保健所の抜本的な体制強化を国に要望をしてほしいということで、私どものほうは、保健所の抜本的な機能強化を支援すること、それから医療全体の体制強化、臨時的医療施設あるいは療養施設が機能するような対策を講じてほしい。そして国に対して成り行き任せの対応を改めて、ＢＡ．５系統への対策を明示することを私たちは国に強く要望しているんですけれども、町としても十分にそれは気をつけて強く要望していただきたいと思います。

先ほど町長が山武保健所、千葉県の所管となる新型コロナウイルス感染症対策の強化については、町の要望事項として、千葉県町村会などを活用して国や県に要望してまいりますという回答をいただいたので、ぜひそれを実行してください。

住民検診の中に難聴検査を加えることについての選別聴力検査について、再質問を行います。

先ほど町長答弁の中で、検査音の聴取が可能となる静寂な環境における検査が適切となると、そういった回答をいただいたんですけれども、調べると、日本耳鼻咽喉科学会では、一般健康診断の選別聴力検査オージオメータに新しい規格をもう既につくって、この規格を満たしたオージオメータの使用を進めていると。この選別のオージオメータの内容を見ますと、周囲の騒音を防ぐためにも、受話器に音を遮る遮音カップを取り付けることによって検査した結果、防音室で測定した結果と大体ほぼ同じ、比較しても正確に測定されていると、このような報告がされています。特別防音設備の部屋とは、部屋が必要だということではないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐙田貴賜君。

○健康福祉課長（鐙田貴賜君）　お答えさせていただきます。

オージオメータを使用した聴力検査を追加する場合を、健診実施機関に問い合わせたところ、全体的に健診の所要時間や待ち時間が増えることが懸念されるとともに、法定検査項目外の検査となるため、検査結果に関わるシステム改修が必要となることから、すぐに対応することは困難との回答がございました。

町といたしましては、今後、受診率の向上を図るためにも、総合的に判断して検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　再々質問を行います。

高齢者は、聴力検査の機会も大変少なく、聞こえにくいと感じても、耳鼻科まで足を運ぶ高齢者がなかなか少ないと思うんですね。選別聴力検査は、先ほど時間のことを課長は言っていましたけれども、今の選別聴力検査は短時間で済むと、このようになっていますよね。加齢性難聴は、認知症や鬱病の起因にもなると指摘されています。ですから、特定健診、つまり先ほど課長がおっしゃったように、メタボの特定健診だけではなくて、やはりこういった住民の高齢者が最後まで暮らしやすくするために、特定健診を依頼している予防財団に強く求めてほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐙田貴賜君。

○健康福祉課長（鐙田貴賜君）　本町でお願いしている予防財団に問い合わせたところ、先ほど私のほうから答弁させていただきましたが、システム改修についても予算がかかるんだと、今要望されているのは九十九里町だけなんだというお答えもございました。先ほど答弁させていただきましても、総合的に判断して検討してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　難聴者の無料相談窓口の設置について、再質問をさせていただきます。

この難聴の原因や種類、その程度は耳鼻咽喉科などで専門医で診療することは、当然のことだと思うんですけれども、例えば東京都の足立区で行っている聞こえの無料相談窓口を見てみますと、補聴器装着の利用啓蒙啓発や、またそこで聴力検査などを行ったりしながら、生活状況を聞きながら、高齢者一人一人に適切な対応をしていると、こういった自治体もあるわけで、やっぱり九十九里町も高齢化率40％、高齢者が九十九里町で最後まで暮らしやすいようにする、安心・安全に暮らせるということをこれ保証するのは、自治体の仕事だと思うんです。ですから、ぜひこれを相談窓口や何かを設置してほしいと思いますけれども、もう一度回答をお願いします。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐙田貴賜君。

○健康福祉課長（鐙田貴賜君）　お答えさせていただきます。

東京都足立区の聞こえの無料相談においては、調べさせていただきました。言語聴覚士による聴力検査や補聴器体験などの相談業務を行っておるということでございます。本町の医

療機関の僅少な地域の実情を踏まえますと、山武郡市内の医療機関等の協力を得なければ、聴覚に対する専門的な言語聴覚士等の確保は困難であることから、相談業務は今のところ難しいと考えておりますが、慎重に検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　また、補聴器装着の利用啓蒙啓発について再質問を行います。

補聴器を実際に使用してもなかなか聞こえにくいということで、せっかく買ってもかけなくなったり、よくそんな話を私も耳にします。自治体によっては、積極的に丁寧に相談機関を設けて支援して、十分日常生活に支障のないようにということをやられているところもございます。

補聴器の普及で、高齢になっても生活の質を落とさず生活ができ、認知症の予防や健康寿命により医療費の抑制にもつながると思います。町の対応をお伺いいたします。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐙田貴賜君。

○健康福祉課長（鐙田貴賜君）　お答えさせていただきます。

補聴器の購入をしております県内に自治体があるのは、町としても把握しております。また、難聴が認知症や鬱病の発症を高める危険因子であることも承知はしております。しかしながら、町として高齢者の難聴者に補聴器購入の補助等を行うことは、高齢者の生活支援ニーズが多様する中、慎重に検討する必要があると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　高齢者に十分な配慮をするような町行政を求めて、私の一般質問を終わります。

○議　長（古川　徹君）　暫時休憩いたします。

再開は午後１時です。

（午前１０時５２分）

○議　長（古川　徹君）　これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

〇議　長（古川　徹君）　順次発言を許します。

通告順により１番、西村みほ君。

（１番　西村みほ君　登壇）

〇１番（西村みほ君）　１番、西村です。

議長のお許しをいただきましたので、令和４年第３回定例会の一般質問をさせていただきます。

いまだ新型コロナウイルスの収束が見込めず、様々な制限のある中で住民は生活をしております。しかし、今現在は外出自粛などの孤立した生活から、ウィズコロナ時代へと生活様式は移行し始めています。外出自粛の際には、高齢者を中心に憩いの場への参加や運動の機会が減少してしまいましたが、今後は感染症対策に考慮しつつ、地域内の助け合い、支え合いの仕組みを通じ、地域活動の在り方を見直しながら、地域コミュニケーションの向上を図る必要があります。

そのコミュニケーションの場として集うための公共施設の利用促進について質問させていただきます。

大項目１点目のオンラインでの公共施設の空き状況確認と施設予約システムの活用について質問させていただきます。

現在では、公共施設の利用を希望する際、利用者が施設の担当課や窓口にて空き状況を確認し、その際、申請書を窓口に提出し、利用料を支払う仕組みです。もし、希望する日時が予約で埋まっている場合は、再度日時を調整し、また窓口に行くことになります。特に利用率の高いつくも学遊館の利用団体様から、「予約をする際、２階窓口に行かなければならなかった」という意見もありました。

近隣の市町村での状況を見てみますと、オンラインでの施設の空き状況が閲覧可能なのが東金市、大網白里市、空き状況の閲覧と予約までオンラインで行えるのが、山武市、横芝光町、芝山町です。本町は、空き状況の閲覧すらできません。この状況を鑑み、本町では今後空き状況の閲覧や予約システムの活用をお考えか教えてください。

２点目、高齢者の健康増進を目的としてフィットネスつくもの高齢者料金の設定についての質問をさせていただきます。

65歳以上の方が町民の約４割を占める高齢化率の高い本町としては、高齢者の健康維持、健康増進のため、定期的な運動の推進を行っていかなければなりません。本来であれば、町

内ゲートボール場などの様々なスポーツ関連施設の高齢者料金設定も含めてお聞きしたいところではございますが、こちらに関しては、参加者の人数や年齢把握が難しいということですので、今回はフィットネスつくものみに絞って質問させていただきます。

厚生労働省によると、高齢者の日常生活、動作能力の中で比較的早期から低下するのは、歩行などの移動動作に関わる能力だとし、高齢者が日常生活において歩行運動を積極的に行うことは、初期予防活動として有効であるとしています。

１日当たり平均歩数を男性6,700歩、女性5,900歩程度を目標と示しており、外気温の影響が受けにくく、歩行運動の器具もあるフィットネスつくもの利用は、高齢者にとっては有効であると考えます。

現在は月に２回程度のシルバーデイが設けられ、１回120円で利用できるのですが、65歳以上の高齢の方が安価で継続的に利用できるよう、高齢者料金の設定を提案させていただきますが、当局のお考えを教えてください。

続いて、大項目２番目、越境樹木の問題について質問させていただきます。

既に過去の議会でも先輩議員の方から幾度となくある質問ではございますが、今回は民法改正に伴い、町当局の御対応もあると思いますので、それに関連して質問させていただきます。

１点目、隣地からの越境した樹木等に関する住民からの問合せの現状と対応についてです。

1970年から80年代にかけて開発された町内の分譲地にお住まいの住民さんから、当時、不動産屋が植栽した木が大きくなり、枝が雨どいに垂れ下がっている、雨どいに落ち葉が詰まって掃除が大変、台風のときなど木が折れないか心配と、お話がありました。

この分譲地に限った話ではございませんが、特に令和元年の台風の際、倒木が多くあった箇所では不安の声が上がっています。自然や緑が豊かな九十九里町ですが、放置された木や枝に頭を悩ませながら日々暮らすのは、とてもつらいことです。本来は、当事者間同士で解決する問題ですが、どうしても解決が難しい場合、住民の方から町担当課にお問合せがあると思います。

そこで、現在、どのくらいの問合せがあるのか、件数を教えてください。また、その問合せに対し、その都度担当課の職員さんが御対応されていると思いますが、その内容について教えてください。

２点目、民法改正による竹木の枝の切除等に関する新ルールの周知について質問させていただきます。

こちらも住民の方からいただいた質問です。今度法律が変わったら、越境している枝を自分で切ってもいいですかと質問されました。まず、現在、民法第233条ですが、隣地の竹木の枝が境界線を超えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができる。また、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができるとなっております。

2021年４月の民法改正より、2023年４月以降、越境した枝の切除に関するルールが変更となります。今まで、枝の切除については、竹木の所有者のみだったものが、条件により越境している土地の所有者も切除が可能になります。このルールの変更によって、長年頭を悩ませていた住民の方の問題が少し解消されると考えられますが、この民法改正の周知に関してはどのように考えられているのか、教えてください。

大項目３番目、ガス事業について入らせていただきます。

こちらの質問は、私が議会にて初めて取り上げさせていただく質問になりますが、過疎地域として指定された本町にとって、本事業も計画的に進めなければならない課題だと考えますので、今回質問に含めさせていただきました。

１点目の人口減少の影響による需要家数の推移についてですが、ガス事業会計の決算書を見ますと、収益的収支については毎年収入が支出を上回り、いわゆる黒字経営状態が続いています。しかし、平均気温の上昇や人口減少等により、年間ガス販売収入については年々減少傾向にあり、過去３年間のデータを申し上げますと、平成30年度のガス売上げは２億7,699万9,826円、令和元年は２億7,253万9,523円、令和２年度は２億6,114万2,669円と減少しています。人口減少とともに需要家数も減少しており、平成30年度は4,222戸、令和元年度は4,170戸、令和２年度は4,149戸となっております。

今後も過疎化が進めば、人口減少、需要家数の減少、そしてガス売上げの減少が予想できますが、当局においては、どのような経営的な戦略をお考えか教えてください。

２点目のガス事業の広域化、民間への事業譲渡について質問させていただきます。

ガス供給時の事故を防ぐため、経年管の取替えや修理は計画的に行わなければなりません。この経費は毎年計上しなければならない設備投資としての資本的支出です。

この資本的支出について詳しく見てみると、本支管工事､供給管工事費用は年々増加傾向にあり、直近の令和３年度の予算の建設改良費は、１億406万円の予算となっています。この傾向は経年管が多く残り、その入替えを優先して行わなければならない九十九里町特有のものと思われます。

そのような事情もありますが、全国各自治体においては、2017年の御家庭向け都市ガスの

自由化を機に、ガス事業の広域化、民営化が進んでいます。新潟県中越地方では、ガス事業が広域化されたケースもあり、本町においても広域化の御検討がなされているのか否かお答えください。

広域化が難しい場合については、民間へのガス事業の譲渡等も視野に入れて御検討されているのか教えてください。

以上、１回目の質問を終わりにいたします。再質問は、自席にて行います。

○議　長（古川　徹君）　西村みほ議員の質問に対する、町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長　大矢吉明君　登壇）

○町　長（大矢吉明君）　西村みほ議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共施設の利用促進についての御質問にお答えいたします。

１点目のオンラインでの公共施設の空き状況確認と施設予約システムの活用についての御質問ですが、現在、公共施設を予約する場合は、直接施設に空き状況を確認いただき、申請書の提出をしていただいているところでございます。

インターネットを活用した施設の空き状況を確認できる施設予約システムについては、公共施設の利用における利便性の向上及び利用促進につながるものであると考えられるため、その活用について調査・検討を進めてまいります。

２点目の高齢者の健康増進を目的としたフィットネスつくもの高齢者料金、65歳以上の設定についての御質問ですが、フィットネスつくもは都市公園法に基づき整備し、九十九里町都市公園設置管理条例において、有料公園施設として定める小体育館の一部であり、子供から高齢者まで幅広い年齢層の方々が定められたルールの下、平等に利用できる施設となっております。

使用料金の設定につきましては、受益者負担の観点から、利用者の皆様には決められた使用料の負担をしていただいており、健康の維持増進のための利用促進は、全ての年齢層に対して行っていることから、高齢者に特化した料金設定は考えておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、越境樹木の問題についての御質問にお答えいたします。

１点目の隣地からの越境した樹木等に関する住民からの問合せの現状と対応についての御質問ですが、隣地等住民間の問題については、基本的には行政が立ち入るものではないと考えておりますが、近年越境した樹木等の土地の所有者が分からないなどの相談件数が増えて

おり、令和３年度は19件ございました。

町では、相談が寄せられた場合には現地の状況確認を行い、改善の必要性がある場合には、その所有者に対し、現状の写真と改善対応が可能な事業者の一覧を同封し、速やかな対応をお願いする文書を送付しているところでございます。

２点目の民法改正による竹木の枝の切除等に関する新ルールの周知についての御質問ですが、竹木の枝の切除等に関する問題に対し、令和３年の民法の改正により、令和５年４月以降、新たなルールによる対応が可能となったところでございます。

従前は、土地の所有者は隣地からの樹木の枝等の越境について、その所有者への切除を催告することしかできず、境界線を越えた竹木の根のみが切除可能となっておりました。

今回の法改正により、越境した枝等の対応を隣地所有者に催告を行ったにもかかわらず、相当期間切除されない場合、越境している枝などを越境された土地の所有者が切除することが可能となったほか、所有者の所在が不明な場合や急迫の事情がある場合なども切除することができ、隣地の管理をより円滑に行うことが可能となりました。

町といたしましても、民法の改正内容について、町広報誌やホームページを活用し住民周知に努めてまいります。

次に、ガス事業についての御質問にお答えいたします。

１点目の人口減少の影響による需要家数の推移についての御質問ですが、ガスの需要家数は、平成24年からの10年間で258件、約６％減少し、年間ガス供給量は約20％減少しております。その理由としましては、人口減少やオール電化の普及等によるものと考えております。

町といたしましては、供給量の減少対策として、農業、商業、工業などの事業者に対し、価格が安定している地場産ガスへのエネルギー転換を働きかけ、新規需要家の掘り起こしに取り組んでいるところでございます。

２点目のガス事業の広域化、民間への事業譲渡についての御質問ですが、2017年の都市ガスの自由化を受け、ガス事業の民営化や広域化が進展しておりますが、近隣自治体とのガス事業の広域化の動きはございません。しかしながら、以前から県内公営ガス事業者と公営ガスの在り方について情報共有を図っております。

また、ガス事業の民間譲渡については、料金体系の見直しなど、現状のサービス水準を保持することは困難となることが想定されるため、地方公営企業としての事業運営を継続することが適当であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、西村みほ議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願い

します。

○議　長（古川　徹君）　１番、西村みほ君。

○１番（西村みほ君）　大矢町長、御丁寧な御答弁、誠にありがとうございました。

それでは、一問一答にて再質問させていただきます。

大項目１の１点目、町長の御答弁では、システムの活用について調査・検討を進めてまいりますと御回答をいただきました。それでは、もう少し具体的に質問させていただきます。

山武郡内の芝山町の予約システムを調べたところ、こちらのシステムは施設予約システムという千葉県が運用しているものを導入しており、空き状況の閲覧と予約まで行える仕組みとなっています。ちなみに、このシステムは県内13市町の自治体が利用しています。このシステムを利用すれば、町ホームページ上のシステム改修を行わなくても、空き状況の閲覧や予約が可能になると思いますが、このシステムの導入についてどのようにお考えか教えてください。

○議　長（古川　徹君）　総務課長、篠﨑英行君。

○総務課長（篠﨑英行君）　それでは、お答えをさせていただきます。

各施設の予約システムの導入につきましては、各施設の所管部署と利用者の利便性を考慮したシステムの導入など、具体的な協議検討が必要となってきます。仮に導入するとなった場合、議員おっしゃっているとおり、ちば施設予約システムの活用も一つの方法だと思います。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　１番、西村みほ君。

○１番（西村みほ君）　本項目の最後の質問をさせていただきます。

県内で13市町が導入している先ほどのちば施設予約システムですが、導入となった場合の費用等の情報がありましたら、教えてください。

○議　長（古川　徹君）　総務課長、篠﨑英行君。

○総務課長（篠﨑英行君）　お答えさせていただきます。

ちば施設予約システムを導入した場合の費用でございますが、初期導入費として税込みで220万円が必要となるほか、運用費として、１利用室当たり税込みで月額2,860円が必要となる見込みでございます。仮に、20室を利用した場合ですが、税込みで月額５万7,200円の運用費が必要となります。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　１番、西村みほ君。

○１番（西村みほ君）　ありがとうございました。このシステムを利用した場合の導入費用が220万円ということですが、今後の利便性の向上のためにも、利用率の高い施設だけでも空き状況の閲覧だけでも可能になるように御検討いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、２点目のフィットネスつくもの高齢者料金の設定についての再質問を行います。

今のところ、高齢者の料金設定は考えていないということですが、山武市のトレーニングルームの例を挙げますと、１回の利用料については、65歳以上の方は１人300円ですが、１か月の定期利用ですと、2,040円となっております。このような高齢者が継続的に通えるような料金設定の方法もあると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。

定期利用料金の設定については、利用を促進するための一つの方策であると考えられますが、今現在、コロナ禍で利用人数の制限している今日では、利用の計画的な活用が難しいと判断しております。

また、真亀川総合公園内施設は、町長からの答弁にもありましたように、幅広い年齢層の方々に利用をしていただくことを目的としております。今後、利用制限の解除が可能となれば、高齢者に限らず、その導入について都市公園施設運営協議会委員の皆様からの意見も伺いながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いします。

○議　長（古川　徹君）　１番、西村みほ君。

○１番（西村みほ君）　課長、御答弁ありがとうございました。今現在のところは、コロナ禍ということもありますので、制限利用をしているということですけれども、もし町内の高齢者に元気になってほしい、健康を維持してほしいという強い思いがあれば、高齢者施策として、高齢者の料金優遇なども前向きに御検討してくださると信じておりますので、他市町村などの例も参考に高齢者施策の御担当課と協議しながら、前向きに御検討していただきたいと思います。

続きまして、大項目２番目の越境樹木の問題について再質問いたします。

１点目、相談があった場合については、現在は町が所有者に対応をお願いする文書を送っているようですが、先ほどお聞きした19件中、年間どのぐらいの件数が問題解決に至ってい

るのでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君）　ただいまの質問にお答えします。

越境樹木の相談につきましては、先ほど町長答弁にもありましたとおり、19件ございます。19件のうち、文書送付後、14件につきましては、その後伐採などの対応が図られているところでございます。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　１番、西村みほ君。

○１番（西村みほ君）　ありがとうございます。課長の御答弁によりますと、19件中14件問題解決ということで、おおむね解消されていると思いました。こちらは担当課職員さんの御尽力もあると思いますので、引き続き御対応のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

２点目の民法改正による竹木の枝の切除等に関する件ですけれども、２点目については、再質問はございませんが、この問題に関しては、本来であれば原則として当事者間で話し合って解決していただく問題だと理解しておりますが、これを機に内容の住民周知をしっかりと行って、役場の職員さんの負担軽減につながるよう、そして住民の方の悩みが少しでも減るよう、今後に期待させていただきます。

続きまして、大項目３番目の１点目に関する質問です。

地産地消といった意味でも、地場産ガスへのエネルギー転換の推進は、とてもよいことだと思います。町長が御答弁でおっしゃったとおり、農業、商業、工業などの事業者に対して、エネルギー転換の働きかけを進めているということですが、近年の実績があれば教えてください。

また、その上で公共施設の燃料のガス化の転換についても推進しているのか、教えてください。

○議　長（古川　徹君）　ガス課長、川島常嗣君。

○ガス課長（川島常嗣君）　お答えします。

エネルギー転換の実績としましては、昨今の燃料高騰の情勢を鑑み、価格が安定している地場産ガスへの転換を町内事業者に働きかけをした結果、令和４年度に入り、工業系事業者が重油から町営ガスに転換した実例が２件ありました。引き続き商業、工業、農業系の事業者に対しまして、より一層のお声がけをしてまいります。

また、公共施設のエネルギー転換につきましては、現在国が進める脱炭素の推進や、初期

導入コスト面などの理由から、ガスよりも電気への動きが進んでいる一方で、近年自然災害が続発する中、災害発生時のエネルギー安定供給の重要性が再認識されており、停電時に避難所の空調や発電にガスを活用する事例もあると聞いておりますので、ガス課といたしましては、防災拠点の役割もある公共施設の発電設備、燃料供給の二重化対策の視点から、いま一度ガスの導入について推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　１番、西村みほ君。

○１番（西村みほ君）　課長、御答弁ありがとうございました。工業系の２件の転換というのは、とても大きな実績だと思います。引き続き御尽力くださいますようお願い申し上げます。また、公共施設に関しては、導入について特に力を入れて推進していただきたいと思います。

続きまして、２点目、町長の御答弁では、現在は広域化や民間譲渡は検討されていないということですが、経年管が多く残る本町のガス事業に関しては、今後の事業運営状況により、万が一、民間への事業譲渡を行った場合は、町側で何らかの費用が発生いたしますか。それとも需要家数に応じた金額で売却が可能なのか教えてください。

○議　長（古川　徹君）　ガス課長、川島常嗣君。

○ガス課長（川島常嗣君）　お答えします。

本町のガス事業につきましては、過去何度か譲渡の検討をなされていたことがあると聞いておりますが、当時と現在ではかなり状況が変化しておると考えております。ガス課内におきましては、公営ガス事業の今後の方向性の一つとして、ガス事業の民間譲渡の可能性について模索していた際に、民間ガス事業者から本町のガス事業の状況を聞きたいとの申し出がありました。

こうした経緯から、その民間事業者へ事業譲渡をすることを仮定し、本町のガス事業の経営状況等を基に10か年の収支想定を行っていただいた結果、譲渡の条件として譲渡先におよそ24億円を町から支払い、その上で１㎥当たりのガス使用料金単価を現在の価格から71円値上げするという条件が示されました。

西村議員がおっしゃった言葉の中に、売却が可能なのかとありましたが、今御説明しましたとおり、民間事業者が提示した条件を満たすことができれば、売却は可能と思われます。しかし、現在の本町の状況において、この売却の条件を満たすことは非常に困難であると言わざるを得ません。このような状況を踏まえ、現段階では地方公営企業としての事業運営を継続することが適当であると判断いたしました。

また、今回、試算していただいた事業者も、あくまで試算をお願いしただけであって、この条件で事業譲渡の申し出があったわけではないことを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　１番、西村みほ君。

○１番（西村みほ君）　課長の御答弁ありがとうございました。

再質問はございませんが、民間譲渡の場合については、譲渡先におよそ24億円を町から支払わなければならないということで理解しました。ちょっとかなり多額で驚いております。

今後、数年で赤字に転じると考え難いガス事業ですが、人口減少の著しい本町において、この問題についても引き続き注視していかなければならないと考えております。過疎地域、人口減少問題を抱える本町として、問題は多岐にわたるということを再認識しながら、本定例会の一般質問を終了とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議　長（古川　徹君）　暫時休憩いたします。

再開は１時50分。

（午後　１時３３分）

○議　長（古川　徹君）　これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時４９分）

○議　長（古川　徹君）　順次発言を許します。

通告順により10番、善塔道代君。

（１０番　善塔道代君　登壇）

○１０番（善塔道代君）　10番、善塔です。

令和４年９月定例会において質問させていただきます。

８月30日から９月５日まで防災週間です。一人一人が大災害の時代を生きているとの確認を持ち、防災・減災の主体者であるとの自覚を新たにしたいと思います。

今夏も各地で記録的な豪雨に見舞われました。特に、近年では積乱雲が次々と発生して、局地的な大雨をもたらす線状降水帯が要因となり、各地で甚大な被害を引き起こしています。私たちは、東日本大震災を経験し、３年前の秋には台風と記録的な被害を受けました。天災

は必ずやって来る、そう肝に銘じ、過去の教訓を胸に刻み、いざというときに備えていかなければなりません。

それでは、町民からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、小学校の統合についてお伺いいたします。

１点目に、あり方検討委員会の答申に伴う小学校の統合について。

少子化に伴い、出生数も昨年では31人でありました。また、小学校の児童数も年々減少しており、今年度は３小学校合計で464人、私が2019年に小学校の統合について一般質問したときは、児童数533人でした。３年間で69人も減少しており、３小学校とも各学年がほとんど１クラスになっていることが現状だと思います。少子化が進む中、切磋琢磨できる教育環境をつくることが重要です。

町では、令和２年度から九十九里町あり方検討委員会を立ち上げ、令和３年12月までに７回の会議を実施していただきました。その中で九十九里町立小・中学校の適正規模、適正配置に係る協議会結果について、九十九里町立小学校の統合を進め、適正化を図ることとする。九十九里町立小学校は、令和10年４月をめどに統合し、新たな小学校の単位は、九十九里町立九十九里中学校隣接地とする。統合した後、児童の通学はスクールバスを運行し対応するなど、５項目の提言が出されました。この答申に伴い、教育委員会では何年度をめどに進めていくのか伺います。

２点目に、文部科学省が平成26年５月１日に全都道府県全市区町村小中一貫教育を実施している全国の国公立小・中学校1,130件を対象に実施した小中一貫教育等についての実態調査の結果によると、義務教育９年間を見通した学力、学習意欲の向上や、中１ギャップへの対応として進められている小中一貫教育を実施する210市区町村のうち、96％で成果が認められていることが明らかになりました。特に中１ギャップが緩和されたと多く回答されていることが報告されています。

2019年でも質問いたしましたが、本町では小中一貫校、または小中一貫教育を目指す考えはあるのか伺います。

２項目めに、学校ＩＣＴ教育についてお伺いいたします。

2020年度に小・中学校の児童・生徒１人に１台のタブレット端末が導入されました。タブレット端末をいかに効果的に使い、子供たちの学びを豊かにしていくかがとても大切となります。また、ハードが整備されてもそれが使われなければ意味がなく、教員がＩＣＴを活用

して指導する力も高めていかなければなりません。2019年９月定例会で質問したときに、タブレット等の導入後も研修を実施する計画となっていますと、教育長より答弁をいただきました。

そこで、１点目に、現在ＩＣＴ教育に係る教員のスキルアップとして、効果的に活用できるためにどのような取組をしているのか伺います。

２点目に、ネット上でのチャットやゲームなど、子供たちは学校外では様々な用途でＩＣＴを活用しています。そのような中で、子供たちがＩＣＴ機器を使うことによって、有害な情報に触れてしまうのではないか。ＳＮＳを通じた被害に遭うのではないか、ネットいじめ、ネット依存症につながるのではないかなど懸念の声も聞こえてきます。

確かに、ＩＣＴの活用にはよい側面だけではなく、留意すべき点もあります。しかし、ほとんどの子供たちは、学校以外の場でも常にＩＣＴ環境に触れており、保護者が見えないところで触れている場合もあると思います。子供たちをＩＣＴから遠ざけるのではなく、ＩＣＴを適切に使いこなしていけるように、情報モラル教育の充実や有害情報対策などに取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、その情報モラル教育の充実や有害対策などにどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

３項目めに、一般行政のペーパーレス化についてお伺いいたします。

議会では、昨年より議会改革推進特別委員会を中心に、タブレット端末と文書管理アプリを導入して、いわゆるペーパーレス化を目指していこうということで活動しております。大量に発生する紙を削減して経費も削減しようということも、ペーパーレス化ということの直接の目的でありますが、地方自治の根幹から見れば、もっと大きな目的があるものと思っています。

多くの方々がスマホを持ち、ＳＮＳなどで自由に多様な意見など、情報発信をできるようになっている現在、議会も町民のための政策を立案していくためには、新たな手段が必要という側面があります。それがペーパーレスの仕組みであり、議会のタブレット端末導入で多くの自治体がこの方向に動き出しています。こう考えると、議会だけのペーパーレス化では、本来不十分なのは明らかです。当局と議会が同じ土俵に立って政策論争して、多様な町民ニーズからの政策を実現していかなければならないと思います。

そこで、まず初めに、町全体のペーパーレス化という観点から、現在のペーパーレス化の取組を伺います。

４項目めに、保健福祉について、１点目にサニタリーボックスの設置についてお伺いいたします。

前立腺の摘出手術を受けた人の大半は、術後しばらく尿のコントロールが難しく、尿漏れパッドが必要だそうです。そのほか、膀胱の手術やその他の疾患でも尿漏れパッドが必要な男性はいなくありません。では、今までどうしていたのか。やはり捨て場所がないので、ビニール袋に入れるなどして持ち帰っている人が多いようです。考えてみますと、多ければ250CCもの水分を含み、臭いもする尿漏れパッドを外出先から家まで持ち帰るのは、神経も使い、つらいことです。男性特有のプライドでしょうか、人に知られたくないという心理もあって、この問題はあまり表立って語られてこなかったようです。私も全く認識がありませんでした。そのような人のためにも、本町の保健センターを含む公共施設の男子トイレ個室にサニタリーボックスを設置すべき思いますが、当局の見解を伺います。

２点目に、認知症対策として、町ホームページに認知症簡易チェックサイトの導入について伺います。

本年１月から２月にかけて実施した公明党のアンケート運動の結果で、高齢者支援で困っていることや心配に思っていることとして、自分や家族が認知症になったときが64％で最も多いと結果が出ました。現在500万人弱と言われる認知症疾患は、2025年には700万人に増加すると予測されています。認知症は早期発見が何より大事です。そこで、認知症受入医療機関情報一覧の公開を要望し、パソコンや携帯電話、スマートフォンのどちらからでも利用できる認知症簡易チェックサイトを導入されている自治体があります。チェックサイトは、家族介護者向けの「これって認知症？」と御本人向けの「私も認知症？」の２種類あります。認知症の早期発見をしっかりとサポートすると言われています。本町でも認知症予防のため、ぜひ導入してみてはと思いますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

以上で１回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議　長（古川　徹君）　善塔道代議員の質問に対する、町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長　大矢吉明君　登壇）

○町　長（大矢吉明君）　善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、小学校の統合についてと学校ＩＣＴ教育についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに一般行政についての御質問にお答えいたします。

ペーパーレス化の取組についての御質問ですが、庁内の事務処理におきましては、書類を電子化して紙の使用を減らし、業務負担の軽減やコストの削減に取り組んでおります。業務負担の軽減に関する主な取組としましては、全職員にノートパソコンを貸与し、これまで紙媒体を中心に行っていた職員間の事務連絡や会議室の使用申請などをイントラネットを活用することで、電子的な処理に置き換えております。

また、コストの削減につきましては、紙媒体で処理することが必要な書類は、可能な限り両面印刷や裏紙を使用するなどの取組をしております。今後もペーパーレス化について調査・研究し、業務の効率化やコスト削減に努めてまいります。

次に、健康福祉についての御質問にお答えいたします。

１点目の保健センターを含め、公共施設の男子トイレ個室にサニタリーボックスの設置についての御質問ですが、病気や高齢により、尿漏れパッドなどを使用する方のために、男性用トイレにサニタリーボックスを設置する取組が全国的に進んでいるとのことでございます。

本町の保健センターにおきましても、パッドなどを利用されている方が安心してトイレを使用できるよう、男性用トイレの個室にサニタリーボックスを設置いたします。

２点目の認知症対策として、認知症簡易チェックサイトの導入についての御質問ですが、高齢化が進む中、認知症対策は高齢者施策において重要な課題と認識しております。また、認知症は早期に発見し、適切な対応を取ることによって、症状の進行を抑えるとともに、認知症になっても家族や地域の方々の協力などにより、その人らしく生きていくことができると言われております。

町では、認知症の早期発見及び対応するための手段として、千葉県で作成した認知症チェックリストを窓口で配布し、活用しているところであります。

認知症簡易チェックサイトの導入につきましては、町が委託しております認知症の専門的な支援機関である認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターと協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議　長（古川　徹君）　教育長、藤代賢司君。

（教育長　藤代賢司君　登壇）

○教育長（藤代賢司君）　善塔道代議員からの御質問のうち、私からは小学校の統合についての御質問と学校ＩＣＴ教育についての御質問にお答えいたします。

小学校の統合についての１点目のあり方検討委員会の答申に伴う小学校の統合についてと

の御質問ですが、令和３年12月に学校のあり方検討委員会から、九十九里町立小学校は令和10年４月を目途に統合し、新たな小学校の位置は、九十九里町立九十九里中学校隣接地とするという提言がされたところでございます。

教育委員会といたしましては、その提言を尊重するとともに、本町の出生数の推移・複式学級の開設状況等を踏まえ、令和10年度を目途にスケジュール感を持って取り組んでまいります。

現在、既存施設の長寿命化計画と併せて、学校規模適正化基本方針の策定を進めているところです。この基本方針をたたき台としてより広い意見をいただける検討委員会等を立ち上げ、具体的な形にしてまいりたいと考えております。

２点目の小中一貫校を目指す考えはとの御質問ですが、現状では、中学校の単学級化は、小学校の７年後となります。小中一貫校のよさもありますが、当面は児童・生徒の発達段階を踏まえたきめ細やかな教育を進めるために、小・中学校のそれぞれのよさを生かしていきたいと考えております。

その上で、近い将来に向け、児童・生徒の交流や教職員の連携を計画的に進めてまいります。

次に、学校ＩＣＴ教育についての御質問にお答えいたします。

１点目のＩＣＴ教育に係る教員のスキルアップについての御質問ですが、町教育委員会として、ＧＩＧＡスクール準備委員会を立ち上げ、ＩＣＴを活用した学習を円滑に進めることができるよう、町内教職員と教育委員会が連携して進めてまいりました。

その後、準備委員会から実行委員会へ移行し、専門部も実態に応じて変更しながら、組織的に取り組んでおります。具体的には、各小・中学校の実践した取組から出てきた課題について、研修部が中心となって課題解決のための研修を企画・運営しています。検証部は学年ごとにどのような実践をしているのかをまとめ、教育委員会も交えて情報の共有をしています。その中で有効な活用法を探るとともに、個人の技能向上に役立て、併せて各校の平準化を図れるようにしています。

また、昨年度は町内全ての学校でＩＣＴ機器を効果的に活用した授業づくりをテーマに、校内研修に取り組み、外部講師の招聘や研究授業に取り組むことで、教職員のスキルアップを図っています。

なお、１学期中に実施された教育事務所訪問では、所長や次長から、先生方のＩＣＴの活用が日常化しており、すばらしいと高い評価をいただきました。引き続き、現場と連携して

教職員のスキルアップを図っていきたいと考えております。

また、外部講師として、ＩＣＴ機器を活用した指導に詳しい元校長を特別非常勤講師として招聘し、職員研修や実際の授業でのゲストティーチャーとして指導いただいております。

そのほかに、今年度はＩＣＴに関わる講師料を予算化しましたので、効率よく活用したいと考えております。

２点目の情報モラル教育についての御質問についてお答えいたします。

現在、児童・生徒が犯罪やトラブルに巻き込まれる事案には、必ずと言っていいほど、携帯・スマホ等を通じたＳＮＳ利用が介在していると言っても過言ではありません。さらに、１人１台端末の普及で、これまで以上に個人情報の流出やなりすまし等による個人への誹謗中傷の危険性が高まっております。それだけに、児童・生徒自身が正しい情報モラルを身につけ、自分の身は自分で守るといった姿勢が非常に大切になっています。

そこで、校長会議等で情報モラル教育の重要性を確認、共有するとともに、各学校では、年度初めや長期休業前にスマホ安全教室を実施しております。さらに、千葉県警の外房地区少年センター等の外部の専門機関から講師を招き、発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図っているところです。

また、保護者への啓発として、家庭教育学級等で情報化社会の利便性と危険性を学ぶための情報モラルに関する文書を配布しております。併せて、有害情報対策として１人１台端末には、フィルタリングを施し、ＩＤ・パスワードの管理についても、個人を特定しやすいＩＤを避けるなどの対応をしております。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　町長並びに教育長、答弁ありがとうございました。

それでは、小学校の統合についてのあり方検討委員会の答申に伴う小学校の統合について再質問いたします。

ただいま教育長より、令和10年度をめどにスケジュール感をもって取り組むと答弁をいただきました。10年度というと、あと６年ですよね。一年一年早いんで、６年もあっという間に来るのではないかと思っております。

基本計画をたたき台として、検討委員会を立ち上げるようですが、明確に何年度に検討委員会を立ち上げ、何回ぐらい協議する予定ですか。また、この６年間の、10年度と言うからあと６年間のスケジュールを明示できるのはいつ頃になるんでしょうか、見解を伺います。

○議　長（古川　徹君）　教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

検討委員会につきましては、要綱やメンバーの構成などの検討を今年度中に行い、委員会につきましては、令和５年度の早い時期に立ち上げ、協議する回数については、今後委員会の中で検討してまいります。

なお、スケジュールにつきましては、建築資材の納入に時間を要するなど、不確定要素が多いため、建築分野の動向等も踏まえながら委員会で検討してまいります。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。検討委員会は令和５年度、ということは来年度ですものね。来年度の早い時期に立ち上げてくださるということですので、分かりました。

2019年６月定例会で、小学校の統合や小中一貫校になったときには、通学手段を考えるべきだという質問をさせていただきました。あり方検討委員会の提言の中でも、統合した後、児童の通学はスクールバスを運行し対応するとありました。スクールバスを導入することで、通学の時間は児童が使用し、日中は町民のために使用することも考えられますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議　長（古川　徹君）　教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

今後検討していくことになりますが、再編に当たっては当然ながら、地域性や通学距離にも配慮し、スクールバスの送迎等の必要性について検討してまいりたいと考えております。

なお、スクールバス導入後の日中利用につきましては、検討委員会や関係課と協議しながら、調査・研究していきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　確かにスクールバスの日中の利用というのは、そちらではというよりも担当課になると思います。日中利用というよりも、スクールバスじゃなくて普通の巡回バスか、早期にやっていただくことを願っておりますが、そういうことも考えながら進めていただければと思っております。少子化及び小学校の老朽化など喫緊の課題です。いずれにしても、今後立ち上げる検討委員会で検討することになるようですので、明確にスピード感

を持って取り組んでいただくことをお願いいいたします。

それでは、次に、小中一貫校について。小中一貫校とは、文部科学省によって設立された制度です。小学校と中学校は互いに独立した組織であるものの、目指す子供像を共有することで、９年間という長いスパンでカリキュラムを編成するのが特徴です。

敷地が同じ、施設一体型もあれば、敷地は同じでも、校舎は別の施設編成型、別の敷地に校舎があるものの、連携して教育を行う施設分離型があります。小中一貫校の大きな目的は、中１ギャップの抑制だと言われています。中学校に進学すると、環境の変化にストレスを抱える生徒は少なくありません。心理面や勉強面でうまく順応できず、成績が落ちてしまったり不登校になったりしてしまいます。

小中一貫教育については、平成27年に学校教育法等が改正され、平成28年度から義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校が制度化されました。文部科学省の統計によりますと、2022年２月時点で、小中一貫校の数は、小学校745校、中学校430校、その数は右肩上がりで増加していて、全国的な普及は時間の問題と言えます。

近隣では、長南町が平成29年４月に小学校統合、小中一貫校をスタートいたしました。本町でも、小学校の統合と同時に、小中一貫教育を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、再度答弁をお願いいいたします。

○議　長（古川　徹君）　教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君）　御質問にお答えいたします。

教育長答弁のとおり、現状では、中学校の単学級化は小学校の７年後ということになっております。小中一貫校のよさももう十分ありますけれども、当面は児童・生徒の発達段階を踏まえたきめ細やかな教育を進めるために、小・中学校それぞれのよさを生かしていきたいと考えております。

その上で近い将来、児童・生徒の交流や教職員の連携を計画的に進めてまいる所存でございます。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。いずれにしても、小学校の統合を検討すると同時に、小中一貫校の導入も検討すべきだと思いますので、検討委員会が立ち上がったときには、小中一貫教育も視野に入れて協議をしていただくことを望みます。

また、あり方検討委員会からの提言でもある、新たな小学校の位置は九十九里町立九十九

里中学校隣接地とするとあるように、現在の中学校を増設するなどして、３小学校を一つに統合させる、そうすれば児童・生徒が切磋琢磨して学ぶことができます。また、津波や河川の氾濫も心配ありません。小中一貫校については、今後の検討委員会に期待いたします。

統合も小中一貫校も、最終的には町長が決断をすることになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ＩＣＴ教育についての教員のスキルアップについてですが、教育長のほうから町内全ての学校で校内研修に取り組み、外部講師を招いて研究授業に取り組んでいるということでしたので、安心いたしました。

また、教育事務所訪問で高い評価をいただいたとのことですので、本当とてもうれしく思っております。ありがとうございます。

今年度は、ＩＣＴに関わる講師をお願いするようですが、どのような活用を考えているのか、伺います。

○議　長（古川　徹君）　教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君）　それでは、講師の活用につきましてお答えいたします。

ＩＣＴに関わる講師ですけれども、校内研修における指導や助言、ＩＣＴ授業時の技術支援、授業で活用できるタブレット機能の紹介など、教員にとってスキルアップに直結した内容をお願いするように計画しております。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

先日、新聞紙上に小・中のデジタル教科書について、文部科学省が2024年度から英語で先行導入する方針を固めたとありました。現場の混乱を避けるため、当面は紙の教科書と併用する、実証事業として、22年度から希望する全ての小・中学校に英語のデジタル教科書を無償配布しており、活用の下地が整いつつあると判断したと言われています。２年後には、本格導入になるわけです。教員の皆さんも時代の流れでいろいろ挑戦していかなければなりませんが、今後もスキルアップ向上に向けて頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、情報モラル教育について。各学校では、年度初めや長期休業前にスマホ安全教室等を実施しているとのことでしたので、ありがとうございます。安心しました。

そのほかで、外房地区少年センター等の外部の専門機関から、講師を招いて情報モラル教育の充実を図っているということですが、これは１中３小学校全ての学校で行っているのでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君）　それでは、御質問にお答えいたします。

スマートフォンなどの安全な使用につきましては、全ての学校で学級活動や集会等の折に、情報モラル指導を継続的に行っているところでございます。

また、スマホ安全教室につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、この２年ほど外部講師を招いての対面での実施はできませんでした。ただ、今年度は既に１校が実施済みで、他の３校も年度内の実施予定ということで調整中でございます。引き続き、情報モラル教育の充実に努めてまいります。

以上になります。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。

八街市が本年度から、市立中学校全校でインターネットを正しく活用する能力を身につけるＩＣＴ活用授業を展開しています。ゲーム形式のアプリを活用し、パスワードを誕生日のような他人に推測されやすい数列にしたりＳＮＳで間違った情報を発信したりすると、どんな問題が発生するかなど、ネットを活用する際に注意すべき点を学習し、ネットのリンクや正しい情報の扱い方を理解してもらう、授業終了後、生徒からは正しく学ぶことができた、分かりやすかった、またやってみたいといった声が寄せられたそうです。

市の教育長は、授業で学んだことを生かして、親や友人に使い方を伝えられるようになってほしい、アプリは学習ツールとして使い、今後は小学校でも導入できるように検討していると言われています。本町でもこのように生徒が分かりやすいゲーム形式のアプリの活用を試みるのも一つだと思いますが、いかがでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君）　それでは、ただいまの御質問にお答えします。

情報モラル教育の充実に向けて様々な手段を活用しながら、児童・生徒にとって分かりやすく、より有効なものを今後、本町においても、もちろんこの八街市の取組も含めまして、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。情報モラル教育はとても大事です。引き続き、スマホ安全教室など情報モラル教育をお願いいたします。

また、先ほどあったゲーム形式でアプリも児童・生徒が自分でやってみて分かることがあると思いますので、調査・研究と言わず、試みていただくことを望みます。

それでは、次に一般行政のペーパーレス化の取組について伺います。

今後の行政運営において、町民の利便性や業務の効率化を実現していくためには、限られた資源をさらに有効に活用していく必要があると考えますが、こういった観点から、ペーパーレス化への取組が重要だと考えます。この方向性について、当局の御見解を伺います。

○議　長（古川　徹君）　総務課長、篠﨑英行君。

○総務課長（篠﨑英行君）　それでは、お答えをさせていただきます。

町民の利便性の向上や業務の効率化のためのペーパーレス化につきましては、まず、その第一歩といたしまして、令和３年度に行政手続における申請書などの押印の見直しを実施したところでございます。このことにより、町民、各種事業者などの利便性の向上と行政手続の効率化が図られたと思います。また、このことが今後の行政手続のオンライン化を推進しやすい環境づくりに寄与できるものと考えております。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。議会と連動した取組についてですが、先ほど述べさせていただきましたように、議会運営におけるペーパーレス化の目的の一つに、多様な町民ニーズへの対応という側面があります。そのために分かりやすい議会運営という観点も大事になります。議会では、タブレット端末の導入を予定しているわけですが、本来なら、早期に当局職員も同様の整備が必要であると思います。現実的には、この本会議出席職員の方から順次ということも考えますが、当局の見解を求めます。

○議　長（古川　徹君）　総務課長、篠﨑英行君。

○総務課長（篠﨑英行君）　それでは、お答えをさせていただきます。

職員へのタブレットの導入につきましては、町長答弁でも御答弁いたしましたとおり、既に全職員にノートパソコンを貸与しておりますので、新たなタブレットの導入につきましては、今のところ検討に至っておりません。

今後導入を考えた場合には、既に導入されている近隣市町の運用状況、費用対効果などを

確認した上で、議会との協議が必要であると考えております。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。全職員にノートパソコンの貸与は分かりました。二度も聞いて分かります。

それとは別に、タブレット端末の導入については、確かに費用対効果やネット環境なども考える必要があると思います。今後、前向きに検討していただくことをお願いいたします。

次に、健康福祉について、サニタリーボックスの設置について伺います。

保健センターの男子用トイレの個室に、サニタリーボックスを設置してくださると、冒頭に町長答弁いただきました。ありがとうございます。今までにはっきりとするという答弁はいただいたことなかったんで、これは本当にうれしいことです。もう今、７月に県庁から設置されていますので、本当によかったなと思っております。

保健センターだけではなく、本庁舎内、また公民館、つくも学遊館などの公共施設にも同じく設置すべきだと思いますが、いかがですか。答弁お願いします。

○議　長（古川　徹君）　企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　サニタリーボックスの設置につきまして、私のほうからは、本庁舎の設置についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、女性に限らず男性においても、加齢や前立腺がん、膀胱がんの治療を受けた方など、尿漏れパッドの交換にサニタリーボックスが必要であり、また、こういったことから一部の自治体や商業施設において動きが進んでいるというふうに聞いてございます。

役場本庁舎につきましても、まずは来客者が多い１階のトイレをテストケースといたしまして設置したい考えでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君）　私からは、つくも学遊館をはじめとする真亀川総合公園内施設についてお答えします。

つくも学遊館をはじめとする真亀川総合公園内施設の男子トイレにつきましても、早期に設置をする予定です。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君）　中央公民館におきましても、必要性を考慮いたしまして、男性用トイレの個室にサニタリーボックスのほうを設置する予定でございます。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　各担当課長、ありがとうございます。これ反対する人はいないと思いますよね。本当にありがとうございます。

まず、本庁舎のほうは１階トイレから始めていただくということで、本当にうれしいことです。ちなみに、海の駅九十九里においては、指定管理者のほうで対応してくださると伺っております。公共施設の実情に応じて個室のうち、少なくとも１か所、その建物によってですけれども、１か所はこのサニタリーボックスを設置していただいて、全部できればありがたいんですけれども、「サニタリーボックスあります」という表示をドアのところに貼っていただくとかしてくださると、安心して使用できますのでお願いいたします。先ほどから言いますけれども、サニタリーボックスは高額ではないので、本当に早急にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、認知症簡易チェックサイトについて。認知症簡易チェックサイトの「これって認知症？」を私もやってみました、スマートフォンで。とても簡単でした。気楽にいつでもどこでもチェックができて、その場で結果に基づいて窓口相談に連絡できるシステムです。町民の健康・福祉環境の向上にもつながると思います。認知症の早期発見のためにも、町のホームページに認知症簡易チェックサイトを立ち上げて活用していただくことで、認知症対策にもなると思います。導入については、専門的な支援機関や地域包括支援センターなどと協議し検討すると、町長から先ほど御答弁をいただきました。

それでは、この協議はいつ頃していただけるのか、答弁をお願いいたします。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君）　お答えさせていただきます。

認知症簡易チェックサイトの導入につきましては、千葉県内の導入している自治体があると、町では確認をしておるところでございます。町と専門的な支援機関、認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センターでの協議の予定でございますが、導入自治体の情報や予算措置等も含め調査し、次回の会議開催は11月に予定をしておりますので、その際に協議し、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。11月に会議を予定していると、そこで協議をしてくださるということですので、よろしくお願いいたします。

本町では、県が作成した認知症チェックリスト、この紙のですが。窓口で配布をし、活用していると答弁がありました。窓口に置いてあるだけだと分かりにくいと思いますが、どのようなときに配布し、今までどのくらい活用しているのか、お聞かせください。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君）　お答えさせていただきます。

認知症チェックリストにつきましては、窓口で配布しているほか、町内の医療機関や薬局、また町で実施している介護予防体操等の利用者に配布し、高齢者御本人や御家族の方が認知症について理解を深めるとともに、認知症の初期症状に気づく一助としておるところでございます。

今後は、地域ケア会議や認知症サポーター養成講座等で配布し、活用してまいりたいと考えております。また、町ホームページにおきましても、認知症チェックリストが利用できるよう整備したところでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。かなり活用していただいているようですので、引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、早速この認知症チェックリストのほう、町のホームページで見られるように整備していただいたようですので、ありがとうございます。せっかくやってくださっているんですので、町民に周知していただきたいと思います。やはりなかなか見ることもできないといけないんで、せっかくですので、分かりやすく周知をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◎日程第６　休会の件

○議　長（古川　徹君）　日程第６、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

９月５日と９月６日は議案調査のため休会したいと思います。これに御異議ございません

か。

（「異議なし」と言う者あり）

〇議　長（古川　徹君）　異議なしと認めます。

よって、９月５日と９月６日は休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

〇議　長（古川　徹君）　本日の日程は、これをもって終了いたしました。

９月７日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散　会　　午後　２時３７分

令和４年第３回九十九里町議会定例会会議録（第２号）

令和４年９月７日（水曜日）

令和４年第３回九十九里町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

令和４年９月７日（水）午前９時３０分開議

日程第　１	議案第　１号	専決処分の承認を求めることについて
日程第　２	議案第　２号	専決処分の承認を求めることについて
日程第　３	議案第　３号	令和４年度九十九里町一般会計補正予算（第５号）
	議案第　４号	令和４年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第３号）
	議案第　５号	令和４年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第　６号	令和４年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第１号）
日程第　４	議案第１５号	九十九里町過疎地域持続的発展計画について
日程第　５	議案第１６号	九十九里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
日程第　６	議案第１７号	教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第　７	議案第１８号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

出席議員　（１３名）

１番	西　村　み　ほ　君	２番	小　川　浩　安　君
３番	原　田　教　光　君	４番	鐫　田　貴　俊　君
５番	中　村　義　則　君	６番	古　川　　　徹　君
７番	浅　岡　　　厚　君	９番	内　山　菊　敏　君
１０番	善　塔　道　代　君	１１番	細　田　一　男　君
１２番	佐久間　一　夫　君	１３番	谷　川　優　子　君
１４番	古　川　　　明　君		

欠席議員　（１名）

８番　荒　木　かすみ　君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠﨑英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	中村吉徳君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鑓田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	篠﨑　肇君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	吉田洋一君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会事務局長	小森克彦君
教育委員会事務局主幹	足立康幸君	農業委員会事務局長	戸村惠子君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書記	大原真弓君

◎開議の宣告　　　　　　　　　　　　　　　開　議　　午前　９時３０分

○議　長（古川　徹君）　ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議　長（古川　徹君）　本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第１　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて

○議　長（古川　徹君）　日程第１、議案第１号　専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第１号について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　暫時休憩します。

（午前　９時４０分）

○議　長（古川　徹君）　これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　９時４０分）

○議　長（古川　徹君）　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　13番、谷川です。

７ページの学校給食施設費131万8,000円、これは賄い材料費の高騰分を支援するということだと思うんですけれども、東金市では期限が切られているんでしょうけれども、当分給食費を無料にするような、そういった話も聞いているんですけれども、今コロナでみんな、父兄の人たちも保護者もかなり所得や何かが減っていると思うんですけれども、そういった給食費の賄い材料費の高騰分ではなくて、無償に関してのそういった話は出なかったのか、ち

ょっと教えてください。

○議　長（古川　徹君）　教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君）　お答えいたします。

特別会計につきましては、議案第２号で御説明をする予定でございます。給食費の無償化というよりも、今回は賄い材料費を補助することによりまして、保護者の方の負担を軽減するという目的で、今回専決させていただいた次第でございます。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　これは給食特別会計なんでしょうけれども、そういった話は出なかったのか、これは高騰分だけでという話しか出なかったのかどうなのか、そこを教えていただきたいと思います。

○議　長（古川　徹君）　教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君）　今回につきましては、賄い材料費の物価高騰による影響を対処するということで検討してまいりました。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　ほかにございませんか。

10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　10番、善塔です。

一点、６ページの企画費のバス運行対策費補助金、これに反対しているわけじゃないんですが、これは原油価格高騰でということで、前に全協で頂いた資料の中では、公共交通事業者支援事業という名前にはなっているんですが、本町においては循環バスとか、そういうのがないので、公共交通というとそちらになるんですが、原油高騰となれば、今、社会福祉協議会で外出支援ボランティアをやっていただく、その中でも、車を出していただいているので、そちらのほうにもこの支援をするということは考えられなかったんでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　まず、バス事業者をはじめとする公共交通事業者につきましては、駅を持たない本町にとって、交通手段として必要不可欠なものであるということでございまして、また新型コロナウイルス感染症の長期化に加えまして、原油価格が高騰していく中で利用者の減少等々、経営の危機にあるとして、昨年９月と本年６月には千葉県のバス協会から、また本年１月からは千葉県のタクシー協会から支援を求める要望がございました。

加えて、５月には国土交通省からも本交付金を活用した支援の協力依頼がございました。町といたしましても、こういった状況に配慮をいたしまして、今回で４回目となりますが、町を走る路線と車両、あるいはタクシーの台数に応じて支援を決めたものでございます。

また、先生おっしゃられる外出支援につきましては、今後、補助金の増額等々そういったことで検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　課長、ありがとうございます。詳しく説明していただきまして。

私はこれに反対しているんじゃないんです、さっきも言ったように。やっぱり町としては、一番運行している買物支援ボランティアのほうが一番主なんじゃないかなと思っていますので、ぜひ少し支援をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　ほかに質疑ありませんか。

７番、浅岡厚君。

○７番（浅岡　厚君）　７番、浅岡です。

今の善塔議員に関連するんですけれども、まず国からの7,815万8,000円というのは、国のほうからある程度の根拠となる何か計算式があって、先に金額が決まって、町のほうに下りてということですけれども、その後に町のほうで予算立てをして、国から来たお金を使うというようなことですけれども、バス運行対策費補助金については、九十九里町だけで金額を決めるということはないと思うんですけれども、これはやはり大網白里市、東金市、山武市と打合せをした中でもって負担割合を決めて補助とかをしているのか。それとも、補助しているのは町だけがやっているのか、その辺をお伺いしたい。

それと、給食の補助なんですけれども、先ほど国のほうから物価高騰に伴う負担を減らすというような名目でもってお金を頂いているんですけれども、今回、小・中学校の給食費に対して補助していますけれども、こども園はこの対象とならないのか。それとも、対象になるとしても、なぜ今回そういう負担を軽減するような方法を取らなかったのか教えていただきたいです。

○議　長（古川　徹君）　企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　今回、公共交通事業者に対する支援については、町独自でございます。ただし、今回、郡内の自治体で何らかの支援を予定しているといったところは、

東金、山武、大網、芝山、横芝光と、全部の自治体が、まだ議案として上程していないところもございますので金額は申し上げられませんが、計画をしているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君）　私のほうからは、こども園給食費の減免の関係でお答えをさせていただきます。

先般の全員協議会でも御説明させていただきましたが、私ども社会福祉課においても、こども園の給食費の減免というのは当然のように考えたところでございます。国のほうからも、学校をはじめ給食費の減免というのは、メニューの一つとして上がっておりますので、検討を行いました。

したところ、公立のこども園に通っているお子さんだけに減免をするということがいいのかという議論にまず至ったところでございます。１歳から３歳のお子さんについては、全体のお子さんのうちの、こども園でお預かりしているのは多分４割ぐらいと思っております。残りの６割ぐらいの方は御自宅で見ていらっしゃる方々がいらっしゃる。

また、なおかつ私立の保育所、こども園、幼稚園等に通っていらっしゃる御家庭もたくさんいらっしゃるということで、公立のこども園だけに減免をするということでは、九十九里町のお子さん方を育てている世帯全てに、あまねく物価高騰対策が取れるというふうには私は判断しませんでしたので、今回、各18歳未満のお子さん、お１人当たり４万円ということで給付金を支給するということにつながったところでございます。

先ほど谷川議員のほうから、学校給食費の直接の減免は考えなかったのかというお話がございました。それは当然ですけれども、教育委員会事務局と打合せの上、学校においても同じような現象がやはりありますので、それならば、平等に支援をするためにどういう手法が適当かということを考えた末の結論として、本町においては、お子さん１人当たり４万円を所得等関係なく一律に交付するということを決定したところでございます。

この判断が最善だったかどうかというのは、まだ実際に受け取っていただいた皆様方の反応を見ておりませんけれども、先般支給を済ませたところですが、受け取っていただいた住民の方々からは、非常に助かったというお声を多くいただいてはいるところでございます。

ちょっとまとまりませんが、検討した結果、今回一律４万円の給付ということに至りましたので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　７番、浅岡厚君。

○７番（浅岡　厚君）　浅岡です。ありがとうございます。

公共交通の件ですけれども、九十九里町の中だけで路線を持っているわけじゃないですから、補助をするのであれば、やはり関連する３市、また路線的には千葉もありますから、そういうところと打合せをしていただいて補助してあげればいいかなと思いますので、これから先、打合せ等によって、うまく分配できるような方法を考えてください。

それと、給食なんですけれども、やはり小・中学校の義務教育に対しては補助をする、それ以下の子供たちには補助しないということが、これが本当に平等なのか、その４万円だけでもってね。４万円については小・中学校も、18歳以下までやるわけですから、そうすると、子育て世代の補助とすれば、やはり就学前の子供たちに対しても何かしら考えてあげていただきたいと思います。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（古川　徹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議　長（古川　徹君）　起立全員であります。

よって、議案第１号は承認することに決定いたしました。

◎日程第２　議案第２号　専決処分の承認を求めることについて

○議　長（古川　徹君）　日程第２、議案第２号　専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第２号について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局、小森克彦君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第２号　専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議　長（古川　徹君）　起立全員であります。

よって、議案第２号は承認することに決定いたしました。

◎日程第３　議案第３号　令和４年度九十九里町一般会計補正予算（第５号）
議案第４号　令和４年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第３号）
議案第５号　令和４年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第６号　令和４年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第１号）

○議　長（古川　徹君）　日程第３、議案第３号　令和４年度九十九里町一般会計補正予算（第５号）、議案第４号　令和４年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第３号）、議

案第５号　令和４年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第１号）、議案第６号　令和４年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第１号）を一括議題といたします。

議案第３号から議案第６号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　教育委員会事務局、小森克彦君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐘田貴賜君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　ガス課長、川島常嗣君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　13番、谷川です。

一般会計の補正で３点教えていただきたいと思います。

ページ数が７。歳入、国庫支出金になっているんですけれども、款15国庫支出金で、今回、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金4,709万1,000円ということで、この数字なんですけれども、これをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。先ほど、４回目の接種の増だということを伺ったんですけれども、補正額が4,709万1,000円になっているんですけれども、その内容を教えてください。

それから、款15の、これも国庫支出金で、個人番号カード交付事務費補助金、マイナンバーカードに関して145万3,000円、これは事務的な金額なのか。それと、今マイナンバーカードの申請状況が分かれば教えていただきたいと思います。

それから、目の３番目、衛生費国庫補助金の682万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金682万4,000円、これをもう少し詳しく教えてください。

○議　長（古川　徹君）　答弁を求めます。

健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君）　それでは、健康福祉課のほうからは15款の国庫支出金、１項国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を御説明させていただきます。

こちらの予算に関しましては、４回目の接種の拡大に伴い、18歳以上60歳未満の医療従事者及び高齢者施設の従事者が接種対象として新たに追加されたため、対象の拡充に伴う接種費用及び今後予定しているオミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法に位置づける方向で検討されており、接種業務の準備を進めるよう国から指示があったことから、接種業務に係る費用及び対象者の接種費用を補正するものでございます。

それから、もう一点の国庫支出金、２項国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金682万4,000円でございますが、今、御説明しました４回目の接種の拡大に伴ったもの、それからオミクロン株対応に伴う接種費用についての消耗品及び通信運搬費等を国から頂けるものでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君）　私からは、個人番号カードの交付事務費補助金についてお答えさせていただきます。

こちらの補助金につきましては、ページで申し上げますと９ページ、２款総務費、戸籍住民基本台帳費145万3,000円に対し補助されるもので、こちらはマイナンバーカードの普及を加速するために、会計年度任用職員を１名増員し、こちらの人件費ということで充てられるものでございます。

もう一点、普及率というところでございますけれども、８月末現在のマイナンバーカードの普及率につきましては、九十九里町は37.1％となっております。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　13番、谷川です。

再質問なんですけれども、マイナンバーカード、今、約４割までいっていないと。普及して、その使用率というんですか。マイナンバーカードを申請して、実際どのくらいそれが役に立っているかというのが、もし分かれば教えてください。

○議　長（古川　徹君）　住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君）　お答えさせていただきます。

町においては、普及についての事務を取り扱っているところであり、その使用率というところについては把握できておりませんが、活用については現在、健康保険証のひもづけであったり、公金の登録等にマイナポイント等を活用し、国で考えているところでございますので、それに準じて考えていきたいと思っております。

○議　長（古川　徹君）　よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　ほかに質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　10番、善塔です。

ちょっと同じくなるところもありますが、９ページのマイナンバーカードの件で、今、普及率は分かりました。県内でもそんなに高いほうではないと思いますので、ここを一生懸命努力してくださっているのはよく分かっております。先月土曜日でしたか、つくも学遊館にも行ってくださったこともありますし、９月末までにマイナカードを作成すれば、マイナポイントのほうもやれるということはありますので、取りあえず９月、今月頑張っていただくことも必要なのかなという思いもありますが、時間外というのでちょっと聞きたいんですが、今、時間外、休日とか５時15分以降の何時までやっているのかとか、そういったのを詳しく教えていただきたいんですが。

○議　長（古川　徹君）　住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君）　お答えさせていただきます。

マイナンバーカードの平日以外の交付につきましては、まず受け取りのおはがきを出したときに、原則としては平日９時から５時までということで御案内しているんですけれども、御希望であれば、それ以外の時間でも対応できますというコメントが記入されて御案内をしております。また、月に１回、日曜日には交付を現在も実施しておりますので、そちらのところの周知をさらにしていきたいと思っております。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。

じゃ、申込みをしてのときに時間外をやっていただくということになるんですよね。分かりました。また、時間外じゃなくても、行ってもすぐに対応していただけることは間違いないでしょうかね。ありがとうございます。何か優しくやってくださっていることは聞いてお

りますが、大丈夫ですよね、行っても。何も予約しなくても大丈夫なんでしょうか。そこを１点と、あと時間外は休日もやってくださっていることですので、今、休日では何人ぐらい申込みに来ているのか、平均でいいんですけれども、分かれば教えてください。

○議　長（古川　徹君）　住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君）　マイナンバーカードの受け取りについては、原則予約をお願いしております。ただ、30分ごとに１人を受けておりますので、その空き時間で窓口に来た方が希望されるようであったら、少しお待ちいただいて交付することを推奨しております。

あと、休日の交付につきましても30分ごとにやっておりますので最大15人ぐらいなんですけれども、先日、つくも学游館で申請を受け付けた際には20件、役場で受付をした際にも10件の申込みがありましたので、これを引き続き、会計年度の職員を採用させていただくところでもありますので、拡大をしていきたいと思っております。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。

私の知り合いの方たちもマイナンバーカードを申請しに行くときに、すごく優しく対応してくださって、すぐできたと。ちゅうちょした人たちもいたんですね。役に立たないんだろうという話もあったんですが、申し込んだら、すぐにやっていただいて簡単にできたということも言っていましたので、引き続き丁寧に優しくやっていただければと思っています。

また、マイナポイントのほうも、すごく優しくやってくださっているということで、対応ありがとうございます。今後も引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　ほかに質疑ありませんか。

７番、浅岡厚君。

○７番（浅岡　厚君）　７番、浅岡です。

まず13ページ、４款２項１目10節ですか。先ほど可燃ごみの袋が足りなくなってきて、増産するというお話だったんですけれども、当初どのぐらいのボリュームを見込んで、今回170万1,000円でどのぐらいのボリューム、例えば㎥だとかｔだか分かりませんけれども、そういうものを見込んで発注されているのか教えてください。

それと、14ページの３目の12節と14節ですけれども、実施設計業務委託料について、いま一度説明していただきたい。それと、この解体工事の220万、当初予算よりもかかるという

ことですけれども、いま一度詳しく教えていただきたい。実施設計については、これからどういう段取りで進めていくのかも併せて教えていただきたいと思います。

○議　長（古川　徹君）　答弁を求めます。

まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君）　私からは可燃ごみ袋の当初の枚数、また今回補正した後の枚数ということで回答させていただきたいと思います。

可燃ごみ袋につきましては、当初、大きい袋が73万1,000枚、小さい袋で９万1,000枚を予定しておりました。今回不足する枚数につきましては、大きい袋で21万3,600枚、小さい袋で３万枚を予定し、最終的には必要枚数として94万4,600枚、こちらは大きい袋です。小さい袋につきましては12万1,000枚を予定しております。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎　肇君）　それでは、私のほうからは14ページ、３目農業振興費の12節委託料及び14節工事請負費の概要につきまして説明させていただきます。

まず、12節委託料の実施設計業務委託料でございますが、こちらにつきましては、作田納屋自治区のほうより、７月11日の日になりますが、解体について要望が出されました。

内容につきましては、令和６年度に仮称でありますが、作田納屋区民館の建設を予定しているということでありまして、５年度中に現施設、作田農業振興センターの解体をお願いしたいというところで要望が出ております。その５年度解体に合わせるために、今回、実施設計業務委託料のほうを上程させていただいたところでございます。

これからの予定でございますが、今回承認いただきましたら、９月中に予定されております建設工事等入札参加業務選定委員会に諮りまして、９月末か10月頭になろうかと思いますが、電子入札によりまして、実施設計業務のほうを入札に諮りたいと思います。

その後、こちらの設計が終わりましたら、来年度に解体工事のほうを予算化したいと考えておるところでございますが、ただ今回、これから入札、設計等に入っていきますので、新年度予算要求時に間に合うかどうか実際には分かりません。できるだけ間に合わせるようにやっていくんですが、場合によりましては新年度、５年度になりましての補正予算計上ということになることもあろうかと思いますので、その辺は御了承いただきたいと思います。

続きまして、14節解体撤去工事でございますが、こちらにつきましては、当初の解体設計工事の算出を設計委託業者により行ったところでございますが、成果品であります設計書に

誤りがあったことによることが大きな原因でございます。

内容といたしましては、発生材料費が内訳書では積算されておったところですが、最終的に設計書の総計に算定する際に、この発生材料費が計上されていなかった、漏れていたことが原因によるものでございます。また、あわせまして、成果品として納品されました設計書に対する担当職員のチェックが甘かったことが一つの要因であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　７番、浅岡厚君。

○７番（浅岡　厚君）　御答弁ありがとうございます。

可燃ごみのほうなんですけれども、今、数字聞いたら、大体30％ぐらい増というボリュームだと思うんですけれども、これに伴って、例えば収集運搬のお金ですとか、清掃組合だとか、そちらに払うべきお金とかも当然増えてくると思うんですけれども、その辺の考え方は今回補正されないで、例えば12月とかそういうときに補正するのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。30％だから相当な増額になると思いますので、その辺の考え方を教えてください。

それと、解体の実施設計、これから入札ということですけれども、その前に解体工事の増額、約48％からの増額になるんですけれども、これは大分な増額だと思う。当初462万、プラス220万、トータルでもって682万。これというのは、例えばこれだけのお金をかければ、もしかしたらば耐震だとか、そういうものでもって再生して長寿命化ですとか、そういうものでもってやったほうが有利だったかもしれない。考え方としてね。

それで、これだけのことをその前に承認したものだから、これも承認していかなきゃいけないかもしれませんけれども、根本的な、町の財産をどういうふうにしていくかという、これだけのお金が変わると、そういうところまでいくと思います。

この業者に対して罰則だとか、何かしらそういうことを考えているのか、それも教えていただきたいと思います。

○議　長（古川　徹君）　まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君）　私のほうからは収集の業者への影響、それと組合の負担金への影響ということでお答えさせていただきます。

まず、今の収集委託業者の関係につきましては、特段、影響がない状況でございます。

それから、組合への負担の説明の前に、今の状況を説明させていただきます。

今回、可燃ごみ袋が不足するという理由につきましては、コロナ禍で可燃ごみの排出が当初想定より大分多く、このままでは来年度の契約分の指定ごみ袋の搬入まで、一番最初の搬入まででですが、指定ごみ袋の不足が見込まれており、在庫がなくなった場合、住民生活へ大きな影響を与えることになることから、今現在、世界情勢が不安定な中、生産拠点が外国であることを鑑み、原材料の高騰も考慮し、早めの対応が必要になって今回補正をさせていただいているところでございます。

先般、銚子市でも可燃ごみ袋が不足したという記事も新聞に掲載されておりました。このような事態が全国的に発生しているところであり、うちの町で可燃ごみ袋の契約をしていただいている業者等につきましても、生産拠点については今現在、中国、外国という形になっています。船便の搬入も大分計画どおりに入ってこないというような話も聞いておりますので、幾分、多少余裕を持たせていただいた形で、今回補正はさせていただいているところでございます。

組合の負担につきましては、基本的には本年度に影響するわけではなく、後年度、受益者負担という計算の中で、構成自治体のごみ搬入路に応じて負担の考え方が変わってくるかと思います。

ごみの増量につきましては、今回コロナ禍の影響という考え方もありまして、本町だけが影響を受けているわけではないというふうに認識しております。他町村の今年度のごみの搬出というか、組合への搬入量につきましては、今手元に数字がないので分かりませんが、どこの自治体も増えてきているというような認識を持っておりますので、その中で、受益者負担の中で来年度以降、計算のほうに反映されるのではないかというふうな認識でおります。

このごみの増量につきましては、令和元年度、コロナの影響が２年の２月以降発生していたと思います。これ以降、町のごみ量、今までは減っていたんですが、増える状況になっています。ここら辺も積み重なって今回、可燃ごみの袋が３割程度不足するという見込みになっているところでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　いいですか。財政課のほうから何かありますか。

企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　今回、設計業者にペナルティーを求めないのかといった御質問でございますが、まず今回の事案に関しましては、民事で賠償を求める方法、それから行政として行政罰を与えるという二通り考えられようかと思います。

まず、民事でございますが、これは被害額が積算できませんので、損害賠償を求めるということは難しいと考えております。

一方で、行政罰といたしましては、指名停止措置を与えるといった方法があろうかと思います。これにつきましては、町の指名停止措置要領に基づきまして、入札参加業者選定審査会によって町長に諮問するものでございます。

しかしながら、事業としてまだ解体工事が終了したものではございませんので、今後、解体工事が進む中で、また別の事案等も出かねません。したがいまして、本事業が終了いたしましたら、改めて選定審査会に諮り、処分の判断をさせていただく考えでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　７番、浅岡厚君。

○７番（浅岡　厚君）　７番、浅岡です。

収集運搬のほうは、取りあえずは町民に迷惑がかからないようにやっていけるということで、お願いします。

今のペナルティーの件ですけれども、そうすると当然、今回、実施設計の業務委託が９月か10月に入札されるということですから、この設計者は当然これに今の話だと参加できるということですね。

○議　長（古川　徹君）　３回目になりますけれども、それでいいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　今回の設計業者の入札への参加につきましては、改めて選定審査会によって諮らせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時56分です。

（午前１０時４６分）

○議　長（古川　徹君）　これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５６分）

○議　長（古川　徹君）　続いて、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第３号の採決をいたします。

議案第３号　令和４年度九十九里町一般会計補正予算（第５号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議　長（古川　徹君）　起立全員であります。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号の採決をいたします。

議案第４号　令和４年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第３号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議　長（古川　徹君）　起立全員であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号の採決をいたします。

議案第５号　令和４年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり

決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議　長（古川　徹君）　起立全員であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号の採決をいたします。

議案第６号　令和４年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第１号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議　長（古川　徹君）　起立全員であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第１５号　九十九里町過疎地域持続的発展計画について

○議　長（古川　徹君）　日程第４、議案第15号　九十九里町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

議案第15号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　谷川です。

私も、過疎地域持続的発展計画というのを読んだんですけれども、ただ読んでいて、確かにそのとおりになればいいなということで、今後これが議会で承認されたときに一つ一つ、いつまで、どういうふうにやるのかということがきちんと明記されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議　長（古川　徹君）　企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　まず、スケジュールについてでございますが、この過疎計画につきましては、本年７月15日に策定委員会において計画の素案をまとめ、その後、住民に対してパブリックコメントを求めるとともに、外部の方で構成された計画審議会でも御意見を求めたところでございます。さらに、特措法に基づきまして県との協議を経て、本日、議

会の議決を求めるというものでございます。また、本定例会において御承認をいただけましたら、本計画を国に提出するという流れになっております。

また、本計画に沿って過疎債を借りるに当たりまして、県との協議が必要になりますので、日程で申し上げますと、９月定例会でこの計画を承認いただきましたら、11月下旬に予定しております県との起債協議に向けて準備を進め、３月定例会において補正予算として上程をし、年度末に借入れを予定しているところでございます。

それぞれの事業につきましては、こういった起債を活用いたしまして、スピード感を持って進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　喫緊の課題として、例えば町営住宅の問題。何度か議会で、町営住宅どうするんだというような話も何度も出ているし、あと生活道路の改修の問題、こういった喫緊の課題がたくさんこの中には入っているんですね。そうすると、計画が具体的になった段階で、改修がきちっと、いつ頃されるのかというところまで話合いの中で、あるいは支援の中でされるのかどうなのか、再度お答えください。

○議　長（古川　徹君）　企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　個別の計画につきましては、毎年毎年の予算の中で編成し、それで進めていくということで考えてございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（古川　徹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号　九十九里町過疎地域持続的発展計画についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議　長（古川　徹君）　起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第１６号　九十九里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議　長（古川　徹君）　日程第５、議案第16号　九十九里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第16号について、提出者の説明を求めます。

税務課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　谷川です。

課長にお伺いしますけれども、固定資産税の課税免除の対象者というのは、九十九里町ではどのくらい対象者がいるのか、お答えください。

○議　長（古川　徹君）　税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君）　町内においては、製造業、これが54、旅館業は６、情報サービス業、これは２業者となっている状況でございます。

○議　長（古川　徹君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（古川　徹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号　九十九里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議　長（古川　徹君）　起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第１７号　教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

○議　長（古川　徹君）　日程第６、議案第17号　教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

教育長、藤代賢司君の退場を求めます。

（教育長　藤代賢司君　退場）

○議　長（古川　徹君）　議案第17号　教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについての提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長　大矢吉明君　登壇）

○町　長（大矢吉明君）　議案第17号　教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、教育委員会教育長の藤代賢司氏の任期が令和４年９月30日をもって満了することから、藤代氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

藤代氏は、昭和57年４月から平成28年３月までの34年間の長きにわたり、教員として生徒の教育に情熱を傾注し、学校教育の場に多大なる尽力をされました。令和元年10月からは、教員としての知識と経験を町の教育行政に生かしていただきたく、議会の同意を得て教育長に任命し、その手腕を発揮していただいているところであります。

また、人格は高潔で、教育に関し高い識見を持たれており、教育長として適任でありますので、引き続き任命するに当たり議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願いします。

○**議　長（古川　徹君）**　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議　長（古川　徹君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議　長（古川　徹君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号　教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○**議　長（古川　徹君）**　起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

退場中の教育長、藤代賢司君の入場を求めます。

（教育長　藤代賢司君　入場）

○**議　長（古川　徹君）**　ただいま教育長に同意されました藤代賢司君が議場におりますので、御挨拶をお願いいたします。

教育長、藤代賢司君。

（教育長　藤代賢司君　登壇）

○**教育長（藤代賢司君）**　まずは、御同意いただきましてありがとうございます。

一言、御挨拶を申し上げます。

私、３年前、台風、そして大雨の中の大きな災害の中からスタートをいたしました。その後もコロナの感染拡大等がありまして、学校のみならず、教育現場は大変厳しい状況にあります。そんなピンチの中ではありますが、１人１台端末、それから電子黒板等の普及等、大変前進をいたしました。まさにピンチの中のチャンスだったのかなというふうに考えます。

また、現在、児童数の減少を受けまして、学校の在り方の検討等、避けては通れない大きな課題に直面をしております。なかなか難しい状況ではありますが、何とかピンチをチャン

スにつなげられるよう力を尽くす所存でございます。

皆様には、これまで以上の御指導をお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

◎日程第７　議案第１８号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議　長（古川　徹君）　日程第７、議案第18号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長　大矢吉明君　登壇）

○町　長（大矢吉明君）　議案第18号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、教育委員会委員の並木千明氏が令和４年９月30日をもって任期満了となりますので、新たに阿部倉毅氏を教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

阿部倉氏は、片貝小学校ＰＴＡ会長をはじめ、九十九里中学校ＰＴＡ副会長を歴任し、現在は九十九里町子ども会育成連絡協議会役員として、青少年の指導、育成に尽力され、学校教育、社会教育に対して大変熱心な方であります。

また、人格も高潔で、学校教育をはじめ、社会教育活動に対しても識見を持たれており、教育委員会委員として適任でありますので、任命するに当たり議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願いします。

○議　長（古川　徹君）　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議　長（古川　徹君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○**議　長（古川　徹君）**　起立全員であります。

よって、議案第18号は同意することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○**議　長（古川　徹君）**　本日の日程はこれをもって終了いたしました。

９月８日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散　会　　午前１１時２６分

令和４年第３回九十九里町議会定例会会議録（第３号）

令和４年９月８日（木曜日）

令和４年第３回九十九里町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

令和４年９月８日（木）午前９時３０分開議

日程第　１	議案第　７号	令和３年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第　８号	令和３年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第　９号	令和３年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第１０号	令和３年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第１１号	令和３年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第１２号	令和３年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第１３号	令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定について
	議案第１４号	令和３年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第　２	報告第　１号	令和３年度九十九里町健全化判断比率の報告について
日程第　３	報告第　２号	令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について
日程第　４	報告第　３号	令和３年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について
日程第　５	報告第　４号	私債権の放棄について
日程第　６	報告第　５号	私債権の放棄について
日程第　７	報告第　６号	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について

日程第　８　報告第　７号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和３事業年度における業務実績に関する評価結果について

日程第　９　報告第　８号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第３期中期目標に係る業務実績に関する評価結果について

日程第１０　休会の件

出 席 議 員 （１３名）

１番	西 村 み ほ 君	２番	小 川 浩 安 君
３番	原 田 教 光 君	４番	鑓 田 貴 俊 君
５番	中 村 義 則 君	６番	古 川 徹 君
７番	浅 岡 厚 君	９番	内 山 菊 敏 君
１０番	善 塔 道 代 君	１１番	細 田 一 男 君
１２番	佐久間 一 夫 君	１３番	谷 川 優 子 君
１４番	古 川 明 君		

欠 席 議 員 （１名）

８番	荒 木 かすみ 君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大 矢 吉 明 君	副町長	鈴 木 浩 光 君
教育長	藤 代 賢 司 君	総務課長	篠 﨑 英 行 君
企画財政課長	作 田 延 保 君	税務課長	中 村 吉 徳 君
住民課長	鵜 澤 康 子 君	健康福祉課長	鑓 田 貴 賜 君
社会福祉課長	羽 斗 伸 一 君	産業振興課長	篠 﨑 肇 君
まちづくり課長	山 口 義 則 君	会計管理者	吉 田 洋 一 君
ガス課長	川 島 常 嗣 君	教育委員会事務局長	小 森 克 彦 君
教育委員会事務局主幹	足 立 康 幸 君	農業委員会事務局長	戸 村 惠 子 君
代表監査委員	小 川 卓 尔 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書　　記	大原真弓君

◎開議の宣告　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　開　議　　午前　9時３０分

○議　長（古川　徹君）　ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議　長（古川　徹君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　議案第　７号　令和３年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第　８号　令和３年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第　９号　令和３年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１０号　令和３年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１１号　令和３年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１２号　令和３年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１３号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第１４号　令和３年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議　長（古川　徹君）　日程第１、議案第７号　令和３年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第８号　令和３年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第９号　令和３年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号　令和３年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号　令和３年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号　令和３年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議

案第13号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第14号　令和３年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

議案第７号から議案第14号までの歳入歳出決算について、順次内容説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　教育委員会事務局長、小森克彦君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　暫時休憩いたします。

再開は10時36分です。

（午前１０時２６分）

○議　長（古川　徹君）　これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３７分）

○議　長（古川　徹君）　住民課長、鵜澤康子君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鏡田貴賜君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　産業振興課長、篠崎肇君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　ガス課長、川島常嗣君。

（提案理由説明）

○議　長（古川　徹君）　暫時休憩いたします。

再開は午後１時です。

（午前１１時４６分）

○議　長（古川　徹君）　定刻前ですけれども、皆さんそろいましたので、これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　零時５８分）

◎日程第２　報告第１号　令和３年度九十九里町健全化判断比率の報告について

○議　長（古川　徹君）　日程第２、報告第１号　令和３年度九十九里町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告第１号について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（趣旨説明）

○議　長（古川　徹君）　報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第３　報告第２号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について

○議　長（古川　徹君）　日程第３、報告第２号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第２号について、趣旨説明を求めます。

産業振興課長、篠崎肇君。

（趣旨説明）

○議　長（古川　徹君）　報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第４　報告第３号　令和３年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について

○議　長（古川　徹君）　日程第４、報告第３号　令和３年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第３号について、趣旨説明を求めます。

ガス課長、川島常嗣君。

（趣旨説明）

○議　長（古川　徹君）　報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第５　報告第４号　私債権の放棄について

○議　長（古川　徹君）　日程第５、報告第４号　私債権の放棄についてを議題といたします。

報告第４号について、趣旨説明を求めます。

まちづくり課長、山口義則君。

（趣旨説明）

○議　長（古川　徹君）　報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第６　報告第５号　私債権の放棄について

○議　長（古川　徹君）　日程第６、報告第５号　私債権の放棄についてを議題といたします。

報告第５号について、趣旨説明を求めます。

ガス課長、川島常嗣君。

（趣旨説明）

○議　長（古川　徹君）　報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第７　報告第６号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について

○議　長（古川　徹君）　日程第７、報告第６号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてを議題といたします。

報告第６号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鐙田貴賜君。

（趣旨説明）

○議　長（古川　徹君）　報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第８　報告第７号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和３事業年度における業務実績に関する評価結果について

○議　長（古川　徹君）　日程第８、報告第７号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和３事業年度における業務実績に関する評価結果についてを議題といたします。

報告第７号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鐙田貴賜君。

（趣旨説明）

○議　長（古川　徹君）　報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第９　報告第８号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第３期中期目標に係る業務実績に関する評価結果について

○議　長（古川　徹君）　日程第９、報告第８号　地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第３期中期目標に係る業務実績に関する評価結果についてを議題といたします。

報告第８号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鑓田貴賜君。

（趣旨説明）

○議　長（古川　徹君）　報告案件でございますので、これにて終結いたします。

各会計の説明及び財政健全化法関連の報告が終了いたしましたので、代表監査委員に決算審査の意見を求めます。

代表監査委員、小川卓尓君。

○代表監査委員（小川卓尓君）　それでは、決算審査を行いましたので、その結果を報告させていただきます。

お手元に資料として、一般会計、特別会計の審査意見書と、集落排水の意見書と、それからガス事業の意見書と、それから健全化の資料と、４部あると思いますけれども、よろしゅうございますか。

それではまず、一般会計、特別会計歳入歳出決算審査の意見書を報告させていただきます。

資料の１ページ目を見ていただきまして、審査の対象、それから審査の期間は４日間でございます。それから、審査の方法はこの記載のとおりでございます。

審査の結果につきまして、審査した各会計の決算書は、法令の定めに従い作成され、関係諸帳簿、諸書類を精査照合した結果、計数は正確であり、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり適法かつ効率的に執行されているものと認めた次第でございます。

２ページにまいりまして、会計別決算審査の概要でございます。

歳入については、一般会計から特別会計の病院まで入れまして、決算額は121億9,168万7,000円ということでございます。これは前年度決算に比べて95.3％というものでございます。

それから、２の歳出でございますが、決算額115億7,994万4,000円、この執行率を見ていただきたいのでございますが、全体として95.1、ほぼ横並びでございます。ほぼ良好であるというふうに考えます。前年対比等につきましては、コロナ感染症絡みで国庫支出金がいろ

いろ出てきます。それによって非常に比較しづらい御時世でございますので、御理解願いたいと思います。

３ページ、一般会計にまいります。

一般会計、歳入総額73億4,115万4,000円、これは２年度と比較して大分減っておりますけれども、定額給付金15億6,000万円、これが昨年ありましたから、この関係で大きくいろいろ影響している次第でございます。このページについては、今日、企画財政課長が説明した内容と同じでございますので、省略いたします。

４ページに移りまして、一般会計の歳入でございます。

この中で、下の表の中で、令和３年度国庫支出金９億2,599万円、これが令和２年度、右を見ると24億594万9,000円、この影響があらゆるところにいろいろ出てくると、こういうことになります。合計としては73億4,115万4,000円ということで、これはコロナ以前のときには、50億がらみだったのが、やっぱりここに来て大幅に増えた形になってございます。

この歳入の中で、特に町税、これが自主財源として、自分たちで責任を持ってきちっと集めなきゃいけないお金、これが全てベースになるわけでございます。それを５ページの上の表に記載してございます。15億を割って14億8,700万でございますが、前年と比べると苦しい中でも500万円多く集めていると、収納率も上がっていると、こういうことでございます。

この５ページの下のほうにもいろいろ書いてございますから、後ほどお目通しを願いたいと思います。

６ページにまいります。

６ページも、この町税が一番変動しやすいものでございますが、ここにいろんな角度から見て記載してございます。この中で不納欠損等も以前と比べますと大分減ってきているし、未済額も減ってきていると、こういう状況でございます。

７ページにまいりまして、町税収納状況の表がございます。この下のコメントを読んでまいります。

町民税の徴収率は92.4％、これは前年が91％ですからよくなっていますね。固定資産税が90.4％、軽自動車税が84.9％であります。

町税の徴収率は、前年度の89.2％から91.7％と2.5％の上昇となり、改善率は県下第５位となったが、徴収率は県下54市町村で50位であると。以前は53位辺りにいましたから、それと見るといいですけれども、それしても下のほうだと、こういうことでございます。

現年課税徴収率97.9％に対し、滞納繰越分徴収率34.7％と極端に低く、滞納繰越分対策が

改善の要であります。

滞納繰越分について、前年が21%が、今年度は34.7%ということで、大幅には改善はしていると、こういうことで担当部局の評価はしていただきたい状況でございます。

それから町税調定額において、滞納繰越分の占める割合が本町は9.3%となっている。この県下平均は3.6%であり、町村平均は6.2%となっており、本町の滞納割合が異常に高率となっている。これは以前と変わらないですね。幾らか改善はしているものの、やはりよくない形でございます。

今後、一層の収入率の向上と収入未済額の解消に努められ、不納欠損額を極力減らす、減少するよう要望する次第でございます。

一般会計歳入については以上でございます。

それから一般会計歳出に移ります。

８ページをお願いいたします。

歳出、これは下の表で見てまいります。款別に比較してございます。

この中で注目していただきたいのは、まず執行率です。こういうことをやりますから、これだけの予算を下さいということで、議会で承認して立てた予算。そのものをきちっとやったかやらないかというのは執行率で評価されます。その中でも、コロナ絡みでいろいろできなかったとか何かという御時世でございますけれども、不用額、これも適切な不用額であればいいけれども、やはり工夫とか努力が足らないようなものであれば、これは指摘に値すると、こういう角度で見ていただきたいと、こういうふうに思います。

議会費については、99.2%で良好でございます。

総務費についても96.3%で、下の戸籍住民基本台帳というのが、繰越しになってございます。８億の中で2,700万ぐらい、これは致し方ない数字だし、中身を見ても小刻みにいろんな形で半端のその余分が出ている状況でございますので、この不用額についてはさして問題があるものではないと、こういうふうに認めました。

それから民生費でございます。民生費は、執行率90.8%、これではちょっと低いんですけれども、翌年度繰越しの臨時福祉給付金給付費、それから児童福祉施設費を含めた執行率は97.4ということで、ほぼ適切になります。ただここで、6,139万円もの不用額が出ていますね。この6,000万円の差というのは、下の翌年度繰越しの分をやるとほぼ解消される、この分でございますから、さして問題のある不用額でないと、このように判断いたしました。

それから次のページ移りまして、第４款衛生費でございます。

衛生費が93.4％、ちょっと低い、不用額も5,500万出ていると。これも中身を見ますと、コロナ感染症絡みの接種委託料、これがちょっと予算より少なかったと、それから各種健診の委託料、これも健診が十分できなかった、その関係で差額が発生していると、こういうことで致し方ないかなという範囲でございます。

それから第５款農林水産費でございます。これは執行率88.3、不用額6,100万円、ちょっと物足りないです。下のコメントを見ますと、翌年度繰越しの農業委員会費を含めた執行率は88.3％、これよりも農協の出荷場の国庫補助金の分が精算されて、これが予算額より少なかったと、その差でございます。したがって、町に責任のあるものではないし、問題ないと思います。

それから第６款商工費でございます。これが執行率81.1、不用額4,900万、これちょっとこのままだと問題がありますけれども、中身を見てまいりますと、商工業振興費で4,800万円不用になっていて、中身は中小企業の継続支援金と、それから宿泊施設の補助金、これが当初、枠を確保したんですけれども、実際はちょっと余ったと、この分でございますので、これも町に責任のある問題ではなくて、十分枠を確保してやったという結果でございます。

それから第７款土木費、これは不用額も600万だし、執行率も96.9ということで問題ないんですけれども、この土木費というのは、道路補修費とか、橋梁のこととか、住む町の安全、利便性を確保する基幹的な仕事ですよね、このことに対して２億の予算でいいのかと、昔から２億ぐらいなんですよね。だけれども、本当にもっと住みよい町をつくっていこうとしたときに２億というのは適切なのかどうか、これはまた議会の常任委員会等で十分審議をお願いしたいと、こういうふうに考える次第でございます。

ページをめくっていただきまして、10ページでございます。

消防費、これについては記載のとおり適切だと思います。それから教育費、これについても、過去タブレットをやってやったり、電子黒板やってやったり、コロナ絡みで随分いいことをしてやってよかったと思います。これについても問題ないと。それから災害復旧もいい、それから公債費、これも99.8ということで、ほぼ予算どおりやっているわけでございます。

11ページにいきまして、諸支出金については、財政調整基金の積立て、これを行ったので大きくなってございますけれども、内容的にはそういうことであります。

下のコメントございます。一般会計の歳出について、予算の執行状況は良好であり、計数的にも正確である。今後、財政運営が厳しくなる中で、一層の効率・効果的な執行に邁進するよう要望すると、以上でございます。

12ページは、この令和３年度の予算執行についての前年との大きな差のあることについて書き出したものでございます。

それから13ページは、附属資料の18ページと同じことをここに書いてありますけれども、少しずつ内容的にはよくなっていると。国の財政健全化は逆の方向へ行っていますけれども、九十九里町は財政健全化という観点からいくと、徐々によくなっているということになると思います。ただ、何もやらないから悪くなるはずはないよと、こういう意味もあって、その嫌味を先行って書いてありますので、またいろいろ……。

以上で一般会計は終わりでございます。

それから14ページから特別会計でございます。

給食会計、これは収入済額１億5,912万1,000円、歳出についても隣のページにあるとおり15億9,012万1,000円ということでございます。

給食センターについては、食中毒も起こさず、大磯のように子供がいっぱい残しちゃって、まずいものを出しているというわけでもなし、堅く健全にやっているなと、そして今年度については、給食センターの外壁の防水とか、塗装とか、中も綺麗になったし、問題なく給食センターは運営されていると、こういうふうに認定する次第でございます。

次に、16ページいきまして、国民健康保険会計でございます。

この国民健康保険も徐々に、新たに入る人が少なくて、歳とともに高齢者のほうに移行しつつあるんですが、16ページの下のほうのコメント、下から４行目、保険税調定額５億2,172万4,000円の収入額、３億6,712万4,000円は徴収率70.4％で、県下平均76.12％より大幅に低率であり、県下54市町村の中で43位である。これも一昔前は52位、53位辺り、八街と争っていましたけれども、幾らかよくなっています。これは調定額の30.4％を占める滞納繰越分の割合が極めて高いことに課題がある。この県下平均が22.8％、こういうことでございます。

それともう一つ、17ページの一番頭のほうでございますけれども、不納欠損額は2,019万1,000円、162人であり、前年度の3,500万6,000円、215人より42.3％減少している。大幅に改善されているわけでございます。

収入未済額は１億3,440万9,000円で、前年度１億6,041万8,000円の83.8％となっていると。徴収率は現年度課税分90.6％で、県下平均92.5％より低位にある。滞納繰越分は24.1％で、県下平均20.7％より悪いですね。高位にあるという、率が高いということは悪いということですけれども、現状を改善するために、徴収率の向上と収入未済額の解消に努められ、不納

欠損額が減少するよう要望する次第でございます。

保険税の収入については、幾らかずつ改善が進んでいるかなという状況で、悪くなっているわけではありません。

歳出について特に気になるところは、コロナ関係で医者に行くのを少し控えていたのがふだんどおり元に戻ってきたというか、そういうことで保険給付費がこの療養諸費と高額含めて14億9,000万、これが前年の13億1,000万と比べると、１億7,482万6,000円も増加していると。基金にいっぱいためてあってよかったなと、たまり過ぎかなと思ったんですけれども、いよいよやっぱり取り崩していくともろいものでございまして、こういう状況でございます。

以上が健康保険の大まかなところでございます。全体としては問題なく進んでいると、こういう見方でいいと思います。

18ページ、後期高齢者医療特別会計でございます。

これは会計規模が思ったより小さくて、２億2,700万、歳入合計ですね。歳出が２億2,400万で、実質収支340万2,000円で黒ですけれども、かつかつですよね。被保険者3,051人、町人口の20.6％、こういうことで確実に健康保険から後期高齢に年々移行しているし、間もなく団塊の世代を迎えると大幅に後期高齢のほうに移っていくと、こういう状況でございます。

今のところは、後期高齢に対する一般会計からの繰入れも少なく済んでいますけれども、徐々に増えていくと、こういう傾向にあると思います。

それから、19ページ、介護保険特別会計でございます。

これは会計規模が大きくて、歳入合計18億6,764万円と、こういうことでございます。

町一般会計繰入金２億6,865万8,000円、これは前年度より600万増えています。収入未済額2,456万6,000円、これはほとんどが介護保険は年金等からの引き落としなんですけれども、これが滞納になっちゃうと、やっぱりなかなか取れないですね。お亡くなりになったまま、残したままお亡くなりになっちゃうケースが出てくるので、これは大変でございますけれども、あと生活保護の人等63人分が不納欠損で落としたわけでございます。

これ歳出について、20ページに書いてありまして、この中でやっぱり保険給付費、これが16億480万7,000円ということで、前年より増えております。下に書いてありますけれども、保険給付費が16億4,080万7,000円、前年度より3,876万円増えています。これは自宅介護のほうが九十九里は非常に多かったんですけれども、ここに来て、あちこち施設がいっぱいできたものですから、施設に入居する人が増えてまいりまして、そうするとどうしても負担が大きくなってくると、こういうことでございます。

21ページ、病院特別会計、今いろいろ話はありましたけれども、これを病院自体の経営が、コロナ絡みの補助金が多かったか何か、黒字だったんですよね。これがずっと黒で行ってくればいいけれども、今回そういう特別にコロナ絡みの手厚い国からの補助によってか、病院全体について黒だった。10億に近いその経営をする上で赤字を出して経営をしているけれども苦しいので、貸付金が10億円ぐらい、９億何千万、町で持っていますよね。これは非常に、担保を取っているわけでもなしに不安定な債権です。このものが改善されることは、病院自体がやっぱり経営が健全じゃないと困るので、それ以外はさして病院は変動なく推移していると、幾らかずつそのうちよくなっていくだろうと、こういう期待を持っているところでございます。

じゃ、22ページにまいりまして、むすびでございます。ちょっと言いたいことを言い過ぎているところはありますけれども、お許し願いたいと思います。

令和３年度は、前年に引き続いて新型コロナウイルス感染症への対応を基軸とした行政運営に終始した。終始せざるを得なかった。町の施策と財政は、共に国庫のコロナ対応の活用で若干拡充された感がある。現状、町の基幹である行政事務は、円滑順調に施行されているものの、施策面において注目されるようなことがあるのでしょうか。行政施設は年々確実に老朽化していきます。

町住民の老齢化、少子化、過疎化の進行は、最先端グループの模様であり、この住民の暮らしよさの改善に、町行政がいかに関与していくかをあまり考えもせず、新たな投資を控えめに過ごしたので、町財政も多少のゆとりを得ることができました。

町行政施策としての町住民の日常の暮らしよさを進展させ得るソフト・ハード面の事業展開が求められるはずです。

これらのことについて、いつ、誰が考え、実行するか。リーダーとしての活躍すべき立場の皆様に期待いたします。

令和４年８月31日。九十九里町監査委員、小川卓尓、同、古川明。

以上でございます。

引き続きまして、農業集落排水会計の決算審査意見書に移ります。

１ページ目、審査の対象は記載のとおり、それから審査の期日は６月30日でございます。審査の概要についても他の会計と同じでございます。

それで４番、審査の結果でございます。審査に付された決算報告書、事業報告書及びその他附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令の定めに従い作成されており、計

数は正確であり、会計処理も定められた手続により行われ、かつ現金及び預金は適切に運用保管されており、本決算は適正なものと認められた次第でございます。

この九十九里町排水事業は今まで特別だったんですけれども、法令によりまして企業会計に移ることになりまして、今年度が企業会計による決算の初めての年でございます。

中身は、担当課長のほうから説明した内容を検討できるように、表で並べたものでございます。

４ページでございます。

４ページの表を見ていただきますと、この町内7,000戸の世帯の中で、643戸しかその該当するところがないですよね。この仕事に、130億円もかけてやった仕事で、町全体をやるつもりだったんでしょうけれども、町全体やらないでこれでやめてくれてよかったなと、こう思う次第でございます。

いろいろ会計があるものですから、細かくやっているともう時間食っちゃいますので、７ページでございます。

財政状況、資産でございますが、資産総額33億5,481万2,000円、130億あったのが、償却をしてきて、現在33億5,000万で３か所の処理場を運営していると、こういう状況でございます。負債額は、やっぱり30億9,902万9,000円ということで、資本金２億5,289万8,000円、剰余金も288万5,000円を持って企業会計がスタートできたと、こういうことでございます。

最後の９ページを御覧いただくと、全体のことについて意見を申し上げてございます。

令和３年度農業集落排水事業の決算について、令和４年６月30日に産業振興課幹部職員より、農業集落排水事業決算報告書、附属書類についての説明及び証拠書類の提出を受け、農業集落排水事業運営管理状況の報告を併せて慎重に審査を執行いたしました。

その結果、決算報告書及び決算書類はいずれも地方公営企業法、その他関係法令の定めに従い作成されており、予算の執行、経営成績及び財政成績が適正に表示されておりました。

会計処理は定められた手続により行われ、現金及び預金も適正に運用保管されており、本決算は適正なものと認めた次第であります。

審査結果の概要。

農業集落排水事業は、総額131億7,038万4,000円で、国庫補助金92億5,107万3,000円と地方債39億1,931万1,000円により起業したもので、令和４年３月31日現在の有形固定資産の減価償却累計額は99億787万8,000円となり、残存価格は33億3,643万7,000円、こういう状況でございます。この33億は、集落排水事業という企業が持っている財産と、こういうことにな

ります。

２番に、発行済地方債、企業債になりますけれども、未償還残高６億2,757万2,000円に対する年間元金償還額7,000万円余りと、支払利息1,200万円余りであり、今後10年間以上一般会計より元利償還金を負担することとなります。

３、令和３年度における修繕費は3,295万円であるが、今後、老朽化により修繕費の加速度的な増加が懸念されます。

４、真亀丘処理施設の構築物及び機械・装置の更新工事１億6,800万円余りは、国庫補助金が8,395万6,000円、県補助金1,679万1,000円と企業債6,720万円によって施工されましたが、今後、ほかの施工も順次多額の投資が必然的に発生いたしますと。かなり古く、傷んできましたから、今回、国庫補助事業で更新することができましたけれども、もしこれが自分のお金でやりなよということになっちゃうとちょっと大変なことになるけれども、国のほうで見てくれていると。こういう施設は九十九里だけでなくて、方々の市町村でほとんどやっていますから国のほうもそう粗末にはできないと思うんですけれども。

それから５番目、この３か所の施設の受益者は643戸で町内世帯の10％以下であるが、町一般会計より毎年１億円を超える歳出となっている。今後、修繕費や電力料の負担増によっては、汚水処理料金の改定も検討せざるを得ない。これは利用している人からもらっているお金は2,700万ぐらいしかないんですよね。こういうことでございます。

今後、公営企業としての経費の基本原則を堅持し、加入者の生活排水処理を安定的に確保するための施設の維持・管理と経営の健全化に関係者が一丸となって邁進されるよう提言いたします。

令和４年７月29日。九十九里町監査委員、小川卓尓、同、古川明。

以上が、集落排水の事業でございます。

将来を考えると大変ですけれども、今のところ精いっぱい間違いなくやっていると、こういうことでございます。

引き続きまして、今度はガスのほうでございます。

このガス事業は、100％町の地下にあるガスを各家庭にやっていると。町の地下から民間業者がくみ上げているガスの半分ぐらいを町営ガスが買い取っていると、あとの半分はよそへ持っていっている。このくんでいないガスというのは、もうどれだけあるのか知らない、物すごい資源の上に我々は住んでいると、こういうことですね。だから、今の世の中で、地球にとって、町民にとって、貴重ないい仕事をしていると、だけれども経営的にはぎゅうぎ

ゅういっぱいだと、こういうことでございます。

では、中身に入ります。

１ページ目でございます。

審査の対象、それから審査の期間は６月30日でございます。

審査の概要は記載のとおり。

審査の結果でございます。審査に付された決算報告書、事業報告書及びその他附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令の定めに従い作成されており、計数は正確であり、会計処理も定められた手続により行われ、かつ現金及び預金は適切に運用保管されており、本決算は適正なものと認められた次第でございます。

２ページから中身でございます。

これは、公営企業法に定められた決算のやり方で、収益的収入とか、支出とか、次の３ページには資本的収入及び支出と、こういうことで定められた様式で記載するということで、集落排水も同じ様式で記載した資料のものでございます。

それから４ページにまいりまして、経営状況でございます。

この業務実績について、家庭用が減少したが、商業用の増により、年間ガス供給量が前年比102.1％となったと。今まで商業用の人が重油を使ったり何かしたのが、いろいろ電気使ったりして、これみんな高くなっていますので、今がチャンスということで、ガス課のほうで営業をかけてもらって、それが実を結びまして、家庭のほうが確実に同居世帯がだんだんなくなったり、減少している中で、それに取って代わってトータルで増やしてもらっていると、こういうことでございました。

年々、町の人口減少や住民の老齢化、独居世帯への移行と町商工業の停滞などにより、供給先の減少が課題となっている。ガス１㎥当たりの売上げ98.3円に対し購入原価は35.7円で、原価を除くガス事業費用の総額はほぼ一定していることにより、供給先増加対策が急務となっていると。ガスというのは装置産業、いろいろタンクを造ったり、配管のパイプ網を造ったり、そういう施設に金かかっていますから、減価償却費は高いですよ。だから、仕入れのガスは安いですけれども、売値はそういうコストを入れて売っていると、そういう装置産業でございます。

せっかく多額の金かけて町の施設を造ってあるのですから、売上げが増えてくれれば即利益が上がってくると。それがぎりぎりのところまでその売上げが減っているものですから、それを何とか各家庭にといってもなかなか大変だから、商工業に向けて一生懸命勧めて、そ

れでやっていると、こういう状況でございます。

７ページにまいります。

６ページ辺りは、いろんな形で検討するような形に取ってございます。

７ページは、資産、財政状況について。資産総額12億4,389万4,000円、これは現在の資産ですよね。これに対して現在の負債が３億9,347万2,000円、資本金が下がって、７億6,767万9,000円という、企業でいうと結構な規模の経営になります。こういうことで、剰余金も持ちながら、今のところ心配なく経営している次第でございます。

８ページ辺りは、それを細かく見たところでございます。

最後に、10ページを御覧願いたいと思います。

審査の意見でございます。

ここは定められた手続によって適正に決算されたと、こういうことを認めたと、こういう内容でございます。

それから審査結果の概要でございます。

１、本決算の状況は、当年度純利益424万9,000円であり、前年比89.8％で若干減っております。これはガス事業収益が幾らか増えているんですけれども、費用が増えたほうが幾らか多かったと、こういうことで、大網、東金はとんとんかちょっと赤字ぐらい、うちは辛うじて黒と、こういうことで、公営企業ですから、あまり大もうけしたのではやっぱりまずいですけれども、そういう状況でございます。

２番、ガス供給量について、家庭用が供給先23戸減少し、供給量は前年比3.2％減となったが、商工業用が26.3％増により、年間2.1％増加した。コロナ禍の影響を受けながらも回復傾向にある。今後の供給量確保に向けた供給先拡大の推進が必要である。

３、ガス供給量が気候変動により大きく増減され、家庭用が年々減少傾向にあり、商工業への供給先拡大を一層進めることが必要であると。

４、世界的なエネルギー高騰の渦中において、地場天然ガス供給の町営ガスの様々な意義を町内への再認識を進めたいと、こういうことでこのガス事業は非常にいろんな面で貢献していますよと、それを町がやっていますよと、こういう誇りを持って進めていきたい、こういうふうに思います。

それから最後に、今後、公営企業としての経営の基本原則を堅持し、ガス事業の保安を確保しつつ、安定した供給サービスの向上と経営の健全化に関係職員一丸となって邁進されるよう提言いたします。

７月29日。監査委員、小川卓尓、同、古川明。

以上でございます。

今度は、本当に最後にもう一つ、健全化でございます。

お疲れのところ申し訳ないですが、健全化について。

健全化につきまして、企画財政課長のほうから報告したとおりでございます。

それで、私のほうの立場としては、いいかげんな報告をしたらいかんよということで、この健全化については分母と分子があって、それで割り算をした結果、その分子や分母に使った数字が、どこの数字を使ったんだ、その数字は間違いないかということで、いろいろその裏づけの資料を取りまして検証したと。これも監査委員の仕事としては、面倒くさい仕事なんですけれども、やっぱりやらなきゃいかないし、その結果でございます。

めくっていただきまして、審査の対象及び実施日、これはここに記載のとおりでございます。

それから普通会計、２ページの総合意見。

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した事項は、いずれも適正に作成されているものと認められると、このことを私は立場としては、言わなきゃいけないので言わせていただきます。

それから個別意見はこの記載とともにございますので、御覧願いたいと。

それから４ページ。

是正改善を要する事項、特にないと。

それから５ページに行きまして、集落排水事業の会計でございます。

この審査の結果でございます。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められたと、こういうことございます。

個別意見は特にございません。

それから７ページに行きまして、今度はガス事業会計でございます。

ガス事業会計の審査の結果でございます。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた次第でございます。

以上をもちまして健全化についての意見を申し上げました。

そして、このお盆明けからずっと日にちをかけて決算審査をやってまいりました。その中

で、一般会計をはじめ特別会計の中で、若干修正を要する事項もないわけではなかったんですけれども、それはその場で指摘し、その後直して決算をいたしましたので、私のほうからすると中については適正なもの、間違いはないと、こういうことでひとつこの後、常任委員会で検討され、本会議で承認されるようお願いいたしまして、決算意見を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議　長（古川　徹君）　小川代表監査委員、御苦労さまでございました。

内容説明及び代表監査委員による決算審査の意見が終了いたしました。

質疑、討論、採決は後日本会議で行います。

◎日程第１０　休会の件

○議　長（古川　徹君）　日程第10、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

９月９日から９月20日まで、常任委員会開催及び議案調査のため、休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　異議なしと認めます。

よって、９月９日から９月20日まで休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議　長（古川　徹君）　本日の日程はこれをもって終了いたしました。

９月21日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散　会　　午後　2時３５分

令和４年第３回九十九里町議会定例会会議録（第４号）

令和４年９月２１日（水曜日）

令和４年第３回九十九里町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

令和４年９月２１日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　諸般の報告

日程第　２　議案第　７号　令和３年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第　８号　令和３年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第　９号　令和３年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１０号　令和３年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１１号　令和３年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１２号　令和３年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１３号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第１４号　令和３年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第　３　議員派遣の件

日程第　４　陳情第　１号　特定健診における高齢者の聴力検査の実施を求める陳情書

出席議員　（１４名）

１番	西村みほ君	２番	小川浩安君
３番	原田教光君	４番	鑓田貴俊君
５番	中村義則君	６番	古川徹君
７番	浅岡厚君	８番	荒木かすみ君

９番	内山菊敏君	１０番	善塔道代君
１１番	細田一男君	１２番	佐久間一夫君
１３番	谷川優子君	１４番	古川　明君

欠席議員　（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠﨑英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	中村吉徳君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鐘田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	篠﨑　肇君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	吉田洋一君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会事務局長	小森克彦君
教育委員会事務局主幹	足立康幸君	農業委員会事務局長	戸村惠子君
代表監査委員	小川卓尔君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書記	大原真弓君

◎開議の宣告　　　　　　　　　　　　　　　　　　開　議　　午前　９時３０分

○議　長（古川　徹君）　ただいまの出席議員数は全員です。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議　長（古川　徹君）　本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第１　諸般の報告

○議　長（古川　徹君）　日程第１、諸般の報告をいたします。

文教民生常任委員会委員長より委員会審査報告書の提出があり、これを受理いたしました。

◎日程第２　議案第　７号　令和３年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第　８号　令和３年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第　９号　令和３年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１０号　令和３年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１１号　令和３年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１２号　令和３年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第１３号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第１４号　令和３年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議　長（古川　徹君）　日程第２、議案第７号　令和３年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第８号　令和３年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第９号　令和３年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

について、議案第10号　令和３年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号　令和３年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号　令和３年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第13号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第14号　令和３年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

各会計とも既に内容説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計決算について質疑を行います。次に、特別会計決算、事業会計決算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計決算について質疑を行います。

質問者は質問内容を簡明に述べ、答弁者はその内容を理解し質問に対し明確な答弁をされますようお願いいたします。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　谷川です。

一般会計に関しては、２点ほど質問をさせていただきます。

まずページ45、基盤安定負担金、これは国保税に関連するので、一応国保とも関連すると思いますけれども、基盤安定負担金についてちょっとお伺いします。

ページは45、款16、項１県負担金、節２、被保険者の保険料負担軽減を図ることを目的としたこの基盤安定負担金なのですけれども、前回常任委員会での説明だと、７割軽減対象が増えたというような説明を受けたのですけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

すると、２割、５割の減、２割の対象者数はどのくらいなのか、お答えいただきたいと思います。

それから、ページ84、款12、項１、節18、負担金補助金及び交付金について、備考欄の下のほうにある公共交通実証実験助成金、タクシー助成がたしか説明だと５％だと、全体の。２万4,500円の金額が載っていましたけれども、今後のこの実証実験について、お答えいただきたいと思います。

一般質問に関しては、その２点お願いします。

○議　長（古川　徹君）　一般質問じゃないでしょう。

○１３番（谷川優子君）　ごめんなさい、一般会計では、その２点お願いいたします。

○議　長（古川　徹君）　谷川優子議員に対する町当局の答弁を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君）　ただいまの谷川議員の御質問について回答させていただきます。

国民健康保険の被保険者につきましては、年金受給者や個人事業者など、比較的低所得者が多く、一定所得以下の世帯には保険税の均等割額と平等割額について、７割、５割、２割の軽減措置がございます。これは先ほど議員さんがおっしゃったとおりでございます。

この理由といたしましては、軽減対象者が新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少したこと、また平成30年度の税制改正により基礎控除額が引き上げられ、総所得金額の判定基準が見直されたことが要因となっております。

それと、申し訳ございません、７割、５割、２割のうちの５割軽減者につきましては770人と、２割につきましては569人ということになっております。

○議　長（古川　徹君）　企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　私からは、公共交通対策についてお答えをさせていただきます。

令和３年度から作田丘・真亀丘地区の高齢者を対象といたしまして、１回500円で月２回のタクシー助成、いわゆる実証実験を開始いたしましたが、このアンケート調査の結果では、町外への移動や助成金の増額といった御意見を伺ったところでございます。

この御意見を参考といたしまして、10月に開催を予定してございます公共交通会議に諮り、委員の御意見を伺いながら改善を加える考えでございます。

また、今後のスケジュールといたしましては、この実証実験と並行いたしまして、今年度中に公共交通会議を法定協議会に移行するとともに、来年度に公共交通計画を策定いたしまして、本町に合った独自の公共交通施策を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　谷川です。

そうすると、今回のこの７割軽減対象者が増えたという原因は、コロナの影響ということで考えられるということでしょうか。

それで２割、５割のこの人数、今までと人数がどういうふうに変わっているのか、それを

お答えいただきたいと思います。というのは、この７割軽減というのは軽減措置では一番大きなほうだと思うのですよね。

それだけ住民の所得が減っているということになると思うのですけれども、これから７割、そういった一時的なものと考えているのか、今後こういった基盤安定負担金をそれだけ多く入れるような状況にこれからもなるのか、どういうふうに考えているのかお答えください。

○議　長（古川　徹君）　住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君）　お答えいたします。

５割軽減につきましては、昨年度と比較いたしますと６人減少しております。あと、２割軽減につきましては41人減少しております。

減少した理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少が一つ。それと、税制改正による判定基準が見直されたことが２つ目の理由となっております。

大きく言いますと、具体的には、この国保税の減額となる所得の基準につきまして、税制改正がなされたところであるのですけれども、その内容としましては、総所得金額から差し引く基礎控除基準額が33万円から43万円に10万円引き上げられたというところが影響しておりますので、今後も来年度以降も、これに乗じて判定基準の見直しがされておりますので、影響を受けるものと考えております。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　13番。

議長と言ってくださいね。議長と言ってください、発言して下さい。

（「すみません」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　内容は分かりましたけれども、結局一番低い２割軽減の人は減ったということの解釈でいいのか、そうするとこの減った理由というのはその基礎控除額が上がったことによっての、要するに軽減負担がなくなったということでいいのでしょうかね。

はい、分かりました。

○議　長（古川　徹君）　ほかに質疑ありませんか。

８番、荒木かすみ君。

○８番（荒木かすみ君）　２点お伺いいたします。

40ページ、国庫補助金の総務管理費補助、個人番号カードの交付の件なのですけれども、

個人番号カード交付の拡大についてなんですが、今月でポイント事業も終わるので、多分９月までに登録をしておかないといけないというふうに伺っていますけれども……

（「延びました、期間が延びた」と言う者あり）

○８番（荒木かすみ君）　延びた。今回、土日に外でやっていただいたというふうに聞いているのですけれども、それでどれぐらい効果が上がったのか聞きたかったのですけれども。それをお願いいたします。

それと、50ページ一番下、多面的機能支払推進事業なのですけれども、これは大変効果が高い補助事業であったと思うのですけれども、１団体がそれぞれ事情でお辞めになったということで、仕方がないのかなというふうには思うのですけれども、この辺の詳細と、それから耕作放棄地が多いということで大変民間の方でもボランティアでやってくださっているように思うのですが、これ以上多面的は増えないのかどうか教えてください。増やせないのかどうか。

○議　長（古川　徹君）　住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君）　マイナンバーカードの交付率につきましては、先日、土曜日に出張申告を受け付けたところですが、そちらにつきましては33名いらしていただきました。

このオンライン申請、役場で写真を撮って申請をするというのを６月から開始したところでございますが、昨日までにちょうど600人の方に利用していただいて、交付率の向上につながっているところでございます。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎　肇君）　それでは、私のほうからは多面的機能のことにつきましてお答えさせていただきます。

ただいま議員のほうから50ページ、一番下段ということでお話がございましたが、こちらにつきましては、支払推進事業、現地確認のほうの補助金でございまして、60ページのほうに多面的のほうの補助金につきましては記載してございます。そちらの金額となりますのでよろしくお願いいたします。

多面的、１件やっていただいているところが減少したということでございますが、こちらにつきましては、実際に多面的で動いていただいている方々、そちらの方々につきましても、高齢化が進みまして事業活動が厳しいというような話であったかと思います。

また、今後ほかに増やすというところのお話でございますが、こちらにつきましては、現

在４活動を行っていただいております。

各地区地区にあるわけですが、現在、地区活動が休止されておりますので、そういったところを踏まえまして、また今後も増えるように、また地域農業の方々とも検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議　長（古川　徹君）　荒木議員、いいですか。

８番、荒木かすみ君。

○８番（荒木かすみ君）　多面的なのですけれども、やりきれなくて構成員が大変になったというようなこともあるので、何かやはり後押ししてあげれば辞めないで済んだのかなというようなところもあるので、そこら辺がちょっともったいなかったなという思いがありまして、何とかできればよかったのかなというふうに思いましたので、これ以降、また頑張れるようであれば頑張っていただけたらなというふうに思います。

また、年度が変わっていけばまた違う形になるかもしれないのですけれども、またそのときによろしくお願いいたします。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　ほかに質疑ありますか。

10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　10番、善塔です。

２点質問させていただきます。

まず１点目に、100ページ、12節委託料の中の障害者虐待防止対策支援事業費、この内容を詳しく教えてください。効果表55ページにも載っておりますが、よろしくお願いします。

また、２点目に、附属資料１ページ、財政力指数0.44、これは高いほうがいいということだと思いますけれども、２年度は0.46だったのに下がった理由を教えてください。

失礼しました、ごめんなさい。

また、郡内の自治体の財政力指数が公表できるようでしたら教えていただきたいと思います。

以上２点です。

○議　長（古川　徹君）　社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君）　私のほうから100ページ、障害者虐待防止対策支援事業費について御説明をさせていただきます。

制度の内容でございますが、本制度につきましては、平成24年10月に障害者虐待防止法が

施行されたことに伴いまして開始をされた事業でございます。

具体的な内容でございますが、先ほどの法の中で、市町村の義務の一つに虐待を受けた障害者を迅速かつ適切に保護するということが求められております。これを達成いたしますために、郡内市町でいざというときに障害者の方を保護するためのシェルターを確保している事業になります。

具体的には、民間の医療法人と契約いたしまして、年間を通じて教室１室を確保し、事案が発生した場合には、１週間程度を基本にシェルターで保護するという内容でございます。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　私からは、財政力指数が落ちた要因について御説明をさせていただきます。

まず財政力指数というのは、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の３か年の平均でございますが、基準財政需要額におきまして人口急減緩和措置、これによって地域振興費が増額となったこと、同様に臨時財政対策債の償還経費が加算されたことによって、積算の分母となります需要額が増額となった、それが主な要因でございます。これによって地方交付税も増額となったというものでございます。

また、郡内の財政力指数の状況でございますが、これは８月29日にいただいた郡内の速報値ということになりますので、御注意をお願いいたします。

一番高いところが芝山町で0.98、次に高いところが東金市で0.69、その次が大網白里市で0.61、次に山武市で0.49、横芝光町が0.46、最後に本町になりますが0.44ということでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　１点ずつでいいでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　はい。

○１０番（善塔道代君）　では初めに、障害者虐待防止対策支援事業、分かりました、詳しく教えていただきましてありがとうございます。

郡内でやっているということで、居室料として一律10万円ということですよね。これは今分かりました。平成30年度までちょっと調べてみたら、24万9,100円、ちょっと金額が低いのですけれども、この金額だったのに、令和元年から10万ということになっていますけれど

も、この理由、この差額はどうしてなのか教えてください。

○議　長（古川　徹君）　社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君）　では、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

平成24年の当初から29年度までにつきましては、居室料、部屋の確保の利用料と、プラス利用があった場合でもない場合でも、１週間程度の利用料を含めた形で法人と契約をしてまいりました。

その関係で、二十数万程度の補助で負担になっていたということでございますが、実際には利用が低調であったために、各市町が契約法人と協議をいたしまして、令和元年度からは、居室確保料と利用料を分けまして、通常は居室確保料10万円のみを支払い、万が一案件があって利用した場合には、１日当たりの利用料をお支払いするという２段階の性質の形に変更をさせていただきました。

ちなみに令和３年度の予算といたしましては、１日当たり２万1,310円を利用があった場合はお支払いするという契約になっています。この利用料につきましては、障害者のサービスの基準に基づいて設定をしているという形になります。たまたま本町では利用がありませんので、10万円のみを支出しているという形でございます。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。

今、本町では利用者がいないということで、居室料のみということですよね。

この地域生活支援事業の中にこれは含まれているように思うのですが、歳入のほうで、40ページと48ページ、国、県のこの地域生活支援事業費等補助金というところにも、この分のが含まれているのでしょうか。

ちなみに、金額的に10万の中でというと少ないと思いますが、分かる範囲でいいのですけれども、幾らぐらい補助が入っているのか教えてください。

○議　長（古川　徹君）　社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、地域生活支援事業費等補助金の対象事業でございます。

具体的には、国が２分の１、県が４分の１の補助をいただいている事業でございます。

実際の交付額でございますが、法定では国２分の１、県４分の１ということで定められておるのですが、現実的には予算の範囲内での交付となっておりまして、実際には国のほうか

らは約27％、県のほうからは13％ということで、およそ半分、法定の半分しか入ってきてないという形が現状でございます。

この状況については、過去についても当初から満額来ていないという状況は続いている状況でございます。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。

地域生活支援事業費等ってたくさん事業があるので、その中の一つ一つ大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは次に、２点目の質問ですけれども、交付金が増えているから交付金に頼らなければできないという状況にもなっていると思うのですけれども、そういうことでもないのかな。

でもやはり、郡内では一番低い中であって、県なんかでも低いほうにあるのかなって思っております。

これは、交付金だけじゃなくて町独自で税収を増やす努力というのも必要なんじゃないかと思いますが、どのように考えていますでしょうか。

○議　長（古川　徹君）　企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　自主財源確保の取組ということだと思いますが、過疎指定を受けたことで、今後ますます財政上の優遇措置が受けられるということでございますので、この財政力指数、これは下降していくものというふうに考えてございます。

そういった状況の中で国の財政措置を活用しながら、税収が見込まれる生産年齢人口を増加させていく必要があろうかと考えているところでございますが、この生産年齢人口を増加させるためには、過疎計画に沿って事業を進めること、これはもとより、これまでの移住施策を加速しつつ、町の地理的優位性を生かした二地域居住、２つの地域に住みましょうという二地域居住、こういったところにも新たな取組として力を入れていく必要があろうかと考えているところでございます。

○議　長（古川　徹君）　10番、善塔道代君。

○１０番（善塔道代君）　ありがとうございます。

過疎計画を基にしてということもありますので、この令和４年度はまた下がっていくということになると思うのですけれども、町独自で増やす努力というか、増加する手段は徴収率を上げることはもちろんですが、若い世代の移住や企業誘致の促進も必要だと思います。

また……

（発言する者あり）

○１０番（善塔道代君）　いいです。

また、企業版ふるさと納税にも力を入れるべきだと思いますので、そういうことを考えながら進めていただきたいと思います。徴収率はいいです。

よろしくお願いいたします。

○議　長（古川　徹君）　ほかに質疑ありませんか。

７番、浅岡厚君。

○７番（浅岡　厚君）　７番、浅岡です。

本冊56ページ、いわしの町「九十九里」応援寄附金9,875万6,000円。附属資料の38ページ、寄附が9,775万6,000円に対して事務経費等が4,235万2,000円かかるということで、実質5,540万4,000円が町の基金、また税金としてもらっているわけですけれども、本町の住民から他市区町村へふるさと納税されている額がどのぐらいあるのか、マイナスになっていないかどうかちょっと確認したいと思います。

それで、できればその中で件数等も分かれば教えていただきたいと。また、ふるさと納税に関して、返礼品目的の方もいると思います。また、中には純粋に九十九里町を応援しようと言ってくれる方もいると思いますけれども、そういう場合の手数料については、やはり一律取られるのか、その辺についても教えていただきたいと思います。

続きまして、本冊130ページ、看護師養成修学資金貸付負担金1,804万75円。附属資料の85ページを見ますと、３年度17人の方が入職されて、同じ年に10名の方が退職されたということで実質７名プラスということだと思いますけれども、これの４年間修業しなかった場合、返還に対してどのようになっているか、支払い方法と、無利息だという話だったのですけれども、その辺についていま一度教えていただきたいと思います。

それと、これの奨学金について、名目ではありますけれども、東金市看護師養成修学資金貸付条例というものに基づいて九十九里町が５分の１負担されているということですけれども、これの申し込む方が誰に対して申し込んでいるのか、九十九里町なのか東金市なのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議　長（古川　徹君）　税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君）　議員の御質問でふるさと納税における他市町村に対する控除額、それにつきましては968万3,673円となっております。先ほど議員おっしゃいました九十九里

町の寄附額は9,592万6,600円でございます。

そこから必要経費4,235万1,492円、それから冒頭に申しました968万3,673円、こちらを引きますと4,389万1,435円、こちらのほうが純収益となります。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　まず初めに、ふるさと納税の、住民税の所得控除について今、中村課長のほうから御説明ございましたが、若干補足説明をさせていただきたいと思います。

うちのほうから、町から他の市、町へ寄附をされるとした場合、交付税によって75％相当が減免措置され補填措置されますので、数字で申し上げますと、町への寄附が9,775万6,000円、そのうち要した経費が4,235万2,000円でございますので、この差引きで5,540万4,000円、これがふるさと納税で入ってくる金額。

一方、出ていく金額で申し上げますと、先ほど中村課長がおっしゃられた968万4,000円。これに、ただし交付税措置分が726万3,000円ございますので、この差引きで242万1,000円、これが町から出ていくお金ということになります。ですので、実質収支で申し上げますと5,298万3,000円、これが町の純利益ということになります。

それから、ふるさと納税の返礼品についてはおおむね30％ということで示されてございますので、そのルールに沿って事務を行っているところでございますが、それ以外の手数料として申し上げますと、通常であればポータルサイト、それから返礼品の管理、決済手数料として、大体12.5％から15％でございます。

それ以外に、例えばセール期間等々、何とかスーパーセールとか、そういうことがございますので、その場合、経由するサイトによって違うのですが、25％程度まで上昇するということもございます。

ただし、納付書でお支払いされる方がいるとした場合、手数料は不要となりますので、事前に申出があれば寄附者に配慮をしながら御案内をする考えでございます。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐺田貴賜君。

○健康福祉課長（鐺田貴賜君）　私のほうからは東千葉メディカルセンターの看護師養成資金、修学資金について御説明させていただきます。

ただいま御質問がございました返還の月数でございますが、借り入れた月数に乗じまして、返還につきましても、借り入れた同じ月数をもって毎月払いというような返還になっており

ます。

返還につきましては、貸付条例施行規則のほうでうたわれておりまして、延滞につきましては、先ほど常任委員会のほうで御説明いたしましたが、利息のほうはいただいておりませんが、ただし滞納した場合には年14.6％の利息をいただいております。

ただ、常任委員会でも御説明させていただきましたが、保証人２名をつけておる関係から、滞納をしておるとか、そういった方は今現在いらっしゃらないということを聞いております。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　７番、浅岡厚君。

○７番（浅岡　厚君）　ありがとうございます。

それでは、ふるさと納税について１つずつ再質問いたします。

先ほど寄附のほうが多いということで、一安心しております。

その中で、やはりふるさと納税してくれる方、純粋に寄附したいという方が、そのやり方について、よく分からないと。

あくまでもポータルサイトと、インターネット等でもって寄附すると、必ずというか、手数料が発生してしまうということですので、先ほど納付書によるものですと手数料がゼロということがありますので、その辺の手続等について分かりやすくホームページとかそういうもので説明しませんと、インターネットを通じて寄附されて、その寄附する方の本来の目的、100％町に届かないと。

ただ、やった方は100％届いているんだという気でいると思いますので、その辺を手数料かからなくていいものは、そのように周知する方法、その辺を考えていただいて、多額の寄附をされている方もおります。そういう方は、返礼品目的ではなくて純粋な気持ちでもってやってくれていると思いますので、その辺を周知していただければありがたいと思います。

そこで、当然、九十九里町の職員の中には九十九里町以外に住んでいられる方がいると思いますけれども、町として、そのような方に対して九十九里町へのふるさと納税等の推奨ですとか、そういうことはされているのか教えていただきたいと思います。

○議　長（古川　徹君）　企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君）　議員おっしゃるとおり、ふるさと納税は少しでも多いほうがいいと常日頃から思っているところではございます。しかしながら、職員に対して寄附行為の強制はできませんので御理解をお願いしたいと存じます。

○議　長（古川　徹君）　７番、浅岡厚君。

○７番（浅岡　厚君）　７番、浅岡です。ありがとうございます。

強制じゃなくて、勧めですか。

ちなみに、副町長、町外ですけれども、九十九里町に対してふるさと納税、当然やられておると思いますので、多額の寄附をお願いしたいと思います。

では、続きまして奨学金の関係ですね、お願いいたします。

先ほど、誰に対して申請するのかというような答えがなかったのですけれども、東金市の条例を見ますと、市長に対してこの奨学金は申請するということですから、当然、東金市長宛てに申請書を出されるということだと思います。

そうしますと、当然というか、申し込んだ方は東金市がこのお金を出していただいているというような印象を持たれて、九十九里町が５分の１出している事実について多分認識されないと思うのですけれども、その辺、認識されるような方法がないのか。例えば、奨学金の名前を東金市九十九里町看護師育成修学金とか、そういう名称にするとか、そういうことができないのか。

それと、４年間入職してメディカルセンターで働かないと免除の対象にならないと。途中で辞めた方は、月々これですと、月々10万だと思いますけれども、それを無利息で返金をするということですけれども、頭のいいというか、体のいい無利息のお金を貸しているという考えでもってやった場合、返済が無利息ですから当然、４年間借りて就職しなくて、また就職してもすぐ辞めて、月々無利息でもって10万円ずつ返せばいいということも可能なわけですよね。だから、制度的にもちょっと問題があるのではないかと。

やはり４年間貸し付けたやつを返すわけですから、やはり利息については最低限の利息をつけても私はいいと思うのですけれども、その辺についてもお答え願いたいと思います。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君）　修学資金の貸付けの利息につきましては、同じ設立団体である東金市と今後、その制度に対する内容についてもまた議論を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

それから、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに将来看護師として業務、従事しようとする者に対しまして、予算の範囲内で修学資金を貸し付けております。

これは東金市看護師養成修学資金貸付条例にて定められておりまして、九十九里町の負担の根拠といたしましては、平成24年４月に東金市看護師養成修学資金貸付制度に対する九十九里町の負担に関する協定書をもちまして、九十九里町５分の１の負担ということで毎年負

担しているものでございます。

　これで東金市の条例に九十九里町という名前をというお話かと思うのですけども、東金市の条例に他の自治体名を条例で定めることができませんので、現在の負担割合、本町５分の１でありますが、九十九里町、毎年20名の学生さんに修学資金の貸付けを行っていることから、５分の１である４人の募集を条例で規定をするといたしますと、効率的ではなく募集の段階で弊害が発生するおそれ等も考えられることから、そのことはちょっと現実的ではないのかなと考えております。

　今後、対象学生に対しまして、東金市、九十九里町の貸付けであるということを募集及び面接も行っておりますので、そちらで強く周知してまいりたいと考えております。

　以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　７番、浅岡厚君。

○７番（浅岡　厚君）　ありがとうございます。

　確かに東金市の条例で正式名称はあるのでしょうけれども、東千葉メディカルセンター、この名称というのは仮称、通称という形になりますよね。

　正式には、東金九十九里地域医療センター、これは条例とかではそれを使っていますけれども、実際には東千葉メディカルセンターという名称で使っているわけですから。

　条例は条例でいいですよ。だから、通称として東金九十九里修学資金という名称でやってもいいのではないですかね。

　そういうことも考えて、東金市とちょっと交渉していただければ、九十九里町がお金を出しているのだということも分かりますので、ひとつその辺、よろしくお願いいたします。

　町長、どうですか。やはり必要だと思うのですけれども、その辺、市長と打合せしていただいてやっていただきたいと思います。

○議　長（古川　徹君）　よろしいですか。

　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　質疑なしと認めます。

　これで一般会計決算の質疑を終わります。

　続いて特別会計決算及び事業会計決算について質疑を行います。

　質疑ありませんか。

　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　谷川です。

私は、特別会計事業のほうでは、国民健康保険特別会計事業、介護保険特別会計事業、それから病院事業特別会計ということで、その３会計、特別会計の質問をいたします。

質問は一問一答でお願いします。

まず最初に、国民健康保険特別会計事業、ページ277、278。款５項２特定健康診査等事業費、目１、この支出済額は1,681万9,092円、このページではこのようになっていて、不用額748万2,908円となっています。

私、この質問の趣旨とすると、この不用額をもっと住民検診の充実に使うことはできないのかということで、特に、今回陳情でも出ていますけれども、高齢者だけではなく40歳以上がこの特定健診の対象になっているので、難聴が大体40、50から少しずつ始まるということで、そういったお金を使ってもっと住民検診の充実が図れないかどうかということは、まずお伺いしたいと思います。

それから、介護保険特別会計では、全部言ったほうがいいですよね。

○議　長（古川　徹君）　そうですね、質問を最初にまとめてください。

○１３番（谷川優子君）　介護保険特別会計では、ページ353、354、款２項６特定入所者介護サービス等費、これは節18にも出ていますけれども、特定入所者サービス負担金についてなのです。

これを見ますと、2021年８月から介護保険の施設入所者の食費、あるいは居住費に関する補足給付制度の負担軽減が変わったと思うのですけれども、この間の常任委員会の説明では、413万円の減額との説明があったのです。これにもう少し詳しく対象人数と負担額などの内容をお答えいただきたいと思います。

それから病院事業特別会計、ページ381、382、款１項１県支出金、節１保健衛生費補助金として、東千葉メディカルセンター整備事業交付金が8,750万円、建設資金として出されていますけれども、この10年間、県から来るというお金だと思うのですけれども、今後、この建設資金としての県から来るお金が当然なくなるわけで、今後のそういった支援についての計画はあるのか、お答えください。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君）　初めに278ページ、特定健診の関係なのですが、こちらは国民健康保険特別会計ではありますが、聴力検査ということで健康福祉課長の私のほうから御回答させていただきます。

町の特定健診につきましては、厚生労働省の特定健康診査及び特定健康保健指導の実施に関する基準に規定されている検査項目に基づき実施しております。

特定健康診査・特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目いたしました健診によって生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対しまして、保健師や管理栄養士などが特定保健指導を行い、重症化予防や改善につなげております。こちらの項目となることから、聴力検査につきましては、こちらの項目での支出は該当しないものというふうに考えております。

それから、２点目の354ページ、特定入所者介護サービス負担金につきましては、介護保険施設の入所者やショートステイの利用に関する食費や居住費などについては、保険給付費の対象外であり、居宅サービスの利用者と同様に、原則全額自己負担となっておりますが、低所得者に対する特例措置といたしまして、年金収入等に応じて一定の助成を行っているところでございます。

この食費と居住費の助成について、助成を受けていないデイサービス利用者や在宅で介護を受けている方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるよう細分化し、令和３年８月から見直されたところでございます。

令和３年７月までは、助成を受けることのできる所得の低い方から、第１段階、第２段階、第３段階と区分されておりましたが、令和３年、昨年の８月からは、第３段階の方が第３段階の１と第３段階の２の２つの区分に細分化され、施設利用者の食費の負担限度額が引き上げられたところでございます。

対象者は特別養護老人ホームなどの施設に入所する非課税世帯で、年金収入が120万円を超える方が第３段階の２に該当いたします。

令和２年度から令和３年度で、特別養護老人ホームなど補足給付の対象となる施設に入所される方で、第３段階への該当者は69名でございました。このうち、新制度における補足給付の見直し、第３段階の２に変更となった方の該当者は35名となっております。

続きまして、決算書の382ページの東千葉メディカルセンター整備事業交付金8,750万円、こちらなのですが、10年間で県のほうより交付金を頂いておったものが、前倒し交付を受けたことにより、令和３年度前倒し分を頂いておった関係から、最終年となります。

本来であれば、令和５年までの10年間ということで頂けるものだったのですが、令和３年度で最終年の8,750万円を頂いて、全て県からの交付金を頂いたということになります。

こちらの交付金なのですが、東千葉メディカルセンターを建てるときの施設に関する交付

金でございまして、運営費ではございません。ですので、令和６年度以降の交付金に関しましては、施設の交付金は終了していることから、今現在では県との協議は行っていないのが実情でございます。

ただし、東千葉メディカルセンターの運営状況も昨年度は補助金等で、コロナウイルス補助金において多少の余裕が出てきたところでございますが、抜本的な運営改善がなされたという段階にはまだ達しておりませんので、今後県に対しても運営費の交付金を含めて求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　谷川です。

まず、最初の加齢性難聴に対しての特定健診事業への説明を今受けたのですけれども、確かに40歳以上がメタボリックシンドロームということで、国がそういった、優先的にとにかく成人病をということで、この特定健診40歳対象ということで始まったのは分かりますけれども、ただそれと同時に、今オレンジプランだとか、国の中でそういった難聴に対しての対応もやっている。

ですから、やはり町としても住民のこれからの高齢になっても、いつでも外に安心して出ていかれるように、そういったことを含めて、健康診断がやっちゃいけないのか、どうなのか。そういった国からの、今これをやりなさいということで、確かに基本的なものはあると思うのですけれども、現にまだ数は少ないけれども、難聴のそういった住民健診の中に入れている自治体もあります。

ですから、やってはいけないという、そういった理由があるのかどうなのか、それを聞かせていただきたいと思います。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐙田貴賜君。

○健康福祉課長（鐙田貴賜君）　お答えさせていただきます。

先ほど来、議員さんがおっしゃられた聴力検査ですけれども、278ページの国民健康保険特別会計の中では該当にならないと。

もし聴力検査を実施するとなりますと、健康福祉課所管であります決算書126ページになりますが、４款衛生費、１項保健衛生費等で対応するのかなというふうになろうかと思います。

健康福祉課といたしましては、聴力検査の実施について可能かどうか、いろいろ検討は進

めておるところでありますが、今年度の委託先である健診実施機関に問い合わせたところ、聴力検査については、検査実施機関ではそちらでは実施していないということでございました。

また、今後検査が可能かどうか確認いたしましたところ、法定検査項目外の検査となるため、検査結果に係るシステム改修が必要となることから等、すぐに対応することは困難であるというような回答でございました。

町といたしましても、聴力検査をやらないということではなく、健診率の向上を図るためにも検査実施機関と総合的に判断いたしまして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　ぜひ、住民の健康増進ということがまず大事だと思うのです。九十九里町も高齢化率40％以上だと思うのですね。

九十九里町に住んで、最後まで本当に普通に暮らせる、人との付き合いや何かも最後までできるような、そういったやはり予算編成というか、そういったことに努力をするということは大事なことだと思うのですよね。

やはり、町の第一の仕事は福祉の増進、住民の健康増進だと思うので、そこの研究をよろしくお願いいたします。

それから、あと介護保険の補足給付制度についての質問をさせていただきます。

先ほど35人が、つまり120万円を超える人が補足給付の対象外になるということだと思うのです。そうすると、結局補足給付の負担増によって施設入所が困難になったような住民がいるかどうか、そこをちょっとお願いいたします。

○議　長（古川　徹君）　健康福祉課長、鐽田貴賜君。

○健康福祉課長（鐽田貴賜君）　お答えさせていただきます。

令和３年８月から見直されました制度でございますが、健康福祉課といたしましては、このものの変更があったことにより施設入所を断念したということのお話は、健康福祉課としてはつかんでおりません。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　施設入所をされている方にしてみれば、まさに生活がかかっている、自分の命がかかっているような問題なので、こういう制度が変わったときには、やはり細か

くそういった、本当に施設入所されている方がどういう状況になったのかということをきちっとチェックしていただきたいと思います。

一応、病院事業会計なのですけれども、これからまだ何も、先になって今後どうするかということで、まだ十分な県との話合いがされていないということなのですけれども、私が心配するのは、やはり病院建設にかかって、私も最初からこの東千葉メディカルセンターの建設に関しては一貫して反対をしてきた立場なのですけれども、この病院建設そのものが140億もかかっていると。

そこで今、県からの交付金がもう前倒しで入っていると。今後残った金額というのは結構大きいと思うのですよね。それが設立団体と病院の運営費の中できちっと賄っていかれるのかということが、大変な大きな問題だと思うのです。

なので、私たちはやはり県にきちっとその中に、運営の中に入っていただくように希望しているのですけれども、行政としてもそういった対応をお願いしたいと思います。

いいです、質問。

○議　長（古川　徹君）　いいですか。

○１３番（谷川優子君）　はい、終わりました。

○議　長（古川　徹君）　暫時休憩します。

再開は10時42分です。

（午前１０時３２分）

○議　長（古川　徹君）　これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４１分）

○議　長（古川　徹君）　ほかに質疑ありませんか。

８番、荒木かすみ君。

○８番（荒木かすみ君）　８番、荒木です。

先ほどの聴力検査のことなのですけれども、介護認定を受けるときに、そのときに聴力検査があるのかないのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議　長（古川　徹君）　荒木議員、これは決算議会なので、それに対する質問にしてください。

○８番（荒木かすみ君）　分かりました。

介護認定のところ、どこにあるのか教えていただけますか。

○議　長（古川　徹君）　暫時休憩します。

（午前１０時４３分）

○議　長（古川　徹君）　これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４４分）

○議　長（古川　徹君）　答弁を求めます。

健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君）　それでは、お答えさせていただきます。

認定調査の際に、聴力検査が入っているのかどうかという御質問だと思うのですが、認定調査の調査項目に関しましては全国統一の様式を使っておりまして、聴力検査についての項目は今現在ございません。

ただし、介護認定を受ける際には、主治医意見書、または調査員による聞き取り調査がございまして、調査項目の一番最後、特記事項というものがございます。そちらに、主治医意見書の中から主治医の方が耳の聞こえがちょっと悪いようですねですとか、調査員が訪問して聞き取り調査を行った際に気になる点があれば、その特記事項に記入しているということで今現在は対応しております。

以上でございます。

○議　長（古川　徹君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　質疑なしと認めます。

以上で特別会計決算及び事業会計決算の質疑を終わります。

これより、一般会計決算、特別会計決算及び事業会計決算について討論を行います。

初めに、原案に反対する討論を許します。

討論ありませんか。

13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　谷川です。

令和３年度一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、病院特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

一般会計について、移動手段を持たない住民にとって公共交通の問題は大変深刻な問題です。免許返納で高齢者の行動の制約を受けることになります。

九十九里町の公共交通政策は、住民より令和２年２月19日請願が出され、議会で採択されてやっと動き出しました。

実証実験の中でのタクシー助成券は、令和３年度の決算書ではたった５％しか利用されていないことが報告されています。一日も早い地域公共交通を一般会計の中で求めます。

国民健康保険、1960年代国保加入世帯は４割が農林水産業、３割が自営業でした。今では、年金生活者などの無職が４割、非正規雇用者などの被用者が３割で、合わせて８割を占めているような状況です。

平均所得も、1990年代前半は270万を超えていましたが、今では138万円と平均所得が落ち込んでいます。

全国知事会などでも、地方団体は国保の構造問題の解決策として、国保税をせめて協会けんぽ並みに引き下げる、そのために国に１兆円の交付金の負担増を今求めております。

また、子育て世帯の国保税を高騰させる要因である均等割の見直し、廃止を求めます。

後期高齢者医療特別会計、75歳以上に新たな負担増を強いる高齢者医療費２倍化法案が2021年に衆議院本会議で決められました。この法案は、現在75歳以上の１割負担の窓口負担に２割を求めて導入することになりました。

単身世帯で年収200万以上、夫婦世帯で年収302万円以上を対象に約320万人がこの負担増になります。既に現役並み所得で３割負担の人を合わせると、75歳以上のほぼ３人に１人が２割以上の負担を求められることになります。

経済的理由で受診を諦め、治療が手後れになれば、高齢者には命に関わる大きな問題です。医療を受ける権利を制限することは許されません。

高齢者の負担増によって、現役世代が減るのは年間720億円、１人当たりに換算すれば月30円です。最も削減されるのは、国や自治体の公費980億円という計算になっています。

現役世代の負担増を口実にして、公的な社会保障費の削減を推進する姿勢には道理がありません。この間減らしてきた国庫負担金を増やすことが急務だと私たちは要望します。

病院特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

住民の健康と命を預かる医療は、採算性を求める独立行政法人化ではなく、国や県、自治体が責任を負うべきだと考えています。

独立行政法人化では、議会の関与、チェックを後退させ、自治体、団体自治を形骸化させます。また、公共性の見地から見ても確実に実施されなければいけない医療事業でありながら、議会の関与が大きく後退することは、団体自治を旨とする地方自治の本旨をゆがめるおそれがあります。

情報の開示も努力規定であり、住民監査請求も規定されなく、密室で首長、理事長が何でも好き放題にできるものになりかねません。

今のままでは、新たな癒着、利権構造の温床となりかねず、自治体の公共性、公平性、安定性を損なうおそれがある。まさに、東金九十九里地域医療センターで起きた不正乱脈経営、また職員に対するハラスメント問題、こうした中で起きた問題です。

住民の健康と命を預かる医療は採算性を求める独立行政法人化ではなく、財政も運営も国や県、自治体が責任を持つことを強く求めて、反対討論といたします。

○議　長（古川　徹君）　次に、原案に賛成する討論を許します。

討論ありませんか。

８番、荒木かすみ君。

○８番（荒木かすみ君）　それでは、ただいま一括議題となっております議案第７号から議案第14号までの令和３年度九十九里町各会計決算の認定につきまして、賛成の討論をいたします。

令和３年度九十九里町各会計決算につきましては、本会議及び各常任委員会において慎重に審議したところであります。

初めに、一般会計決算につきましては、歳入決算額が73億4,115万4,000円、歳出決算額が68億7,376万5,000円で、令和４年度に繰り越すべき財源101万6,000円を差し引いた実質収支額は４億6,637万3,000円となっております。

令和３年度の決算を歳出状況により顧みますと、依然厳しい財政状況が続く中、町民が安心して暮らせるまちづくり、住み続けたくなるまちづくりのため、新たにスタートした第５次総合計画や地方創生に向けた、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる様々な事業を展開しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策では、町民、事業者の困難な生活を支援するため地方創生臨時交付金を有効に活用し、効果的な事業を次々と緊急経済対策として実施されまし

た。

そのほか、住民生活に直結した道路、橋梁補修、排水施設整備や公共施設等総合管理計画に基づき、安全で快適に利用できる公共施設の長寿命化に取り組むなど、町民福祉の向上に尽くされたところであります。

しかしながら、普通会計における財政指標を見ますと、町の財政力を示す財政力指数は0.44で、自主財源の割合が低いことが示されております。

また、経常収支比率は79.8％と前年度よりも3.9ポイント改善はしておりますが、財政構造の弾力性は乏しいことが示されております。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの指標とも早期健全化基準を下回っており、問題がない状況であると認識いたしますが、これらの財政指標から、さらなる財政基盤の強化や行政の効率化、財政の健全化に努められることを要望いたします。

次に、６つの特別会計でございます。６つの特別会計を合わせた歳入決算合計額が48億5,053万3,000円、歳出決算合計額が47億617万9,000円となっております。

給食事業特別会計においては、安全な食材確保と衛生管理を徹底しながら、児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた食事を提供し、健康の増進と食育の向上が図られました。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計におきましては、それぞれの制度の目的に沿った事業が展開され、町民の保健医療の向上と健康福祉の増進に努められました。

病院事業特別会計におきまして、東千葉メディカルセンターは、救急医療はもとより、地域の中核病院としての定着や、送迎車両の運行といった、患者、住民に対するサービスの向上に取り組まれました。

農業集落排水事業会計においては、町内の３施設を適正に維持管理しながら、農業用排水の水質の汚濁を防止し、地域の健全な水循環に資するとともに、農家集落における生活環境の向上が図られました。

さらに、ガス事業会計におきましては、ガスの安価で安定した供給に努めるとともに、経費の節減と経営の合理化に取り組み、健全な企業経営が図られておりました。

令和３年度の各会計決算は、監査委員の意見書により、予算の執行が議会の議決の本旨にのっとり、適法かつ効率的に執行されていることが認められているとともに、４日間の常任

委員会において決算についての執行内容を詳細に審査したことから、いずれも認定に賛成するところであります。

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見込めない中、引き続き感染拡大防止対策に万全を期すとともに、地域経済の活性化も図らなくてはなりません。

今後も、住民ニーズを的確に把握し、限られた財源を効率的、効果的に活用しながら、本町の将来像である、人、自然、風土が活きる海浜文化都市九十九里の実現と町民の暮らしの安全・安心の確立のため、たゆまぬ努力を続けられますよう町執行部に要望して、賛成の討論といたします。

以上です。

○議　長（古川　徹君）　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は、各議案ごとに行います。

議案第７号の採決をいたします。

議案第７号　令和３年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　多　数）

○議　長（古川　徹君）　起立多数であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号の採決をいたします。

議案第８号　令和３年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議　長（古川　徹君）　起立全員であります。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議案第９号の採決をいたします。

議案第９号　令和３年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　多　数）

〇議　長（古川　徹君）　起立多数であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号　令和３年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　多　数）

〇議　長（古川　徹君）　起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号　令和３年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　多　数）

〇議　長（古川　徹君）　起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号　令和３年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　多　数）

〇議　長（古川　徹君）　起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号　令和３年度九十九里町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

〇議　長（古川　徹君）　起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決をいたします。

議案第14号　令和３年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議　長（古川　徹君）　起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議員派遣の件

○議　長（古川　徹君）　日程第３、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第129条第１項の規定により、御手元に配付いたしました文書のとおり議員派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　異議なしと認めます。

よって、配付した文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま決定した派遣内容について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　異議なしと認めます。

よって、派遣内容の変更については、議長に一任することに決定いたしました。

◎日程第４　陳情第１号　特定健診における高齢者の聴力検査の実施を求める陳情書について

○議　長（古川　徹君）　日程第４、陳情第１号　特定健診における高齢者の聴力検査の実施を求める陳情書についてを議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

（文教民生常任委員会委員長　善塔道代君　登壇）

○１０番（善塔道代君）　報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました陳情第１号　特定健診における高齢者の聴力検査の実施を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、

不採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第１項の規定により報告いたします。

○議　長（古川　徹君）　文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

13番、谷川優子君。

○１３番（谷川優子君）　特定健診における高齢者の聴力検査の実施を求める陳情書に対しての賛成討論を行います。

少子高齢化が進む中、加齢性難聴による機能の低下は、日常生活が不便となり、外出を控え、人との交流も減ってきます。こうしたことで、生活の質を落とす原因にもなり、認知症や鬱病の原因となることが指摘されています。厚生労働省の新オレンジプランでも、難聴は危険因子の一つとされています。

加齢性難聴は、50歳ごろから聞こえが悪くなり、脳も一緒に聞こえの悪さに慣れていきます。難聴は徐々に進行するため、本人に難聴の自覚がないことが多く、受診につながりにくいと言われています。

また、高齢者は聴力検査の機会が少なく、少し聞こえにくいと感じても、なかなかいきなり耳鼻科まで足を運ぶ高齢者の方は少ないと言われています。

そこで、町の住民健診に聴力検査を実施することで自分の聴力が把握できます。聴力検査は、簡易な検査として選別聴力検査ができます。

難聴は深刻な健康課題です。聴力検査を実施しなければ、自覚症状がない隠れ難聴の方が放置されます。実態が分かれば、行政として住民の健康を守るには何をすべきかが見えてきます。

検診による早期発見を求めて賛成討論といたします。

○議　長（古川　徹君）　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議　長（古川　徹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第１号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　少　数）

○議　長（古川　徹君）　起立少数であります。

よって、陳情第１号は不採択とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議　長（古川　徹君）　以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和４年第３回九十九里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉　会　　午前１１時０８分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長　　古　川　　　徹

署名人　　西　村　み　ほ

署名人　　内　山　菊　敏